

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【会計年度】	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
【発行者の名称】	ポーランド共和国 (The Republic of Poland)
【代表者の役職氏名】	財務省 財務次官 ピオトル・ノヴァク (Piotr Nowak, Undersecretary of State, Ministry of Finance)
【事務連絡者氏名】	弁護士 中村 慎二/甲斐 聖也/福井 佑理/宗川 帆南/ 浅井 茉里菜
【住所】	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6775-1000
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (1) 本書中の以下において、「発行者」とは、開発大臣兼財務大臣により代表されるポーランド共和国国庫(The State Treasury of the Republic of Poland represented by the Minister of Development and Finance、以下「国庫」という。)を指すものとする。本書中の「ポーランド共和国」、「共和国」または「ポーランド」とは、文脈により国庫または国庫としての意味を持たないポーランド共和国のいずれかを指す。
- (2) ポーランドの通貨はズウォティ(「PLN」)である。本書に記載の「米ドル」、「ドル」又は「\$」は、特に記載ない限りアメリカ合衆国ドルを指す。なお文中ユーロとあるのは、欧州連合におけるユーロ採用加盟国の通貨を指す。参考までに、当該通貨の為替レートは、1 PLN=29.90円、1 米ドル=110.57円および1 ユーロ=128.04円(2018年6月18日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)であった。
- (3) ポーランドの会計年度は12月31日に終了する。
- (4) 本書中の表で数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和と必ずしも一致しないことがある。
- (5) 本書中の表の中の数値であって括弧書きされているものは負の数値を表記するものである。

第1 【募集(売出)債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末 の未償還額	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引 業協会名
第4回ポーランド共和国 円貨債券(2005)	2005年11月18日	500億円	なし	500億円	—
第6回ポーランド共和国 円貨債券(2006)	2006年11月14日	600億円	なし	600億円	—
第7回ポーランド共和国 円貨債券(2007)	2007年11月16日	500億円	なし	500億円	—
第13回ポーランド共和国 円貨債券(2012)	2012年11月8日	100億円	なし	100億円	—
第14回ポーランド共和国 円貨債券(2013)	2013年11月15日	500億円	なし	500億円	—
第15回ポーランド共和国 円貨債券(2013)	2013年11月15日	100億円	なし	100億円	—

第 2 【外国為替相場の推移】

(1) 【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

該当なし。

(2) 【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

該当なし。

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし。

第3 【発行者の概況】

1 【発行者が国である場合】

(1) 【概要】

a 地域および人口

概況

ポーランドは、国土（陸地、内水および領海から成る）総面積322,575平方キロメートルの中央ヨーロッパ最大国の一つである。バルト海沿岸に位置するために770キロメートルにわたる海岸線を有し、またドイツ、チェコ共和国、スロバキア共和国、ウクライナ、ベラルーシ、リトアニアおよびロシア連邦と国境を接している。ポーランドの地形は大部分が低地であり、北部から中部地帯にかけて主要河川であるビスワ川が流れ、その随所に湖水、河川、沼地が点在している。また南部には、タトラ山地をはじめとする山々が広がっている。ポーランドは、92,000平方キロメートル超の森（陸地全体のおよそ29.5%）と138,000平方キロメートルの耕地（陸地全体のおよそ44.1%）を有している。

ポーランドはまた、2016年現在約38.4百万人の国民を擁し、人口の点からも中央ヨーロッパ最大国の一つである。人口密度は1平方キロメートル当たり約123人で、うち都市部の人口がおよそ60.3%を占めている。ポーランドの首都である最大都市ワルシャワの人口は推計1.7百万人である。この他にも、16にのぼる主要都市のそれぞれが、20万人を超える人口を抱えている。

ポーランドは、民族的にも宗教的にも均質な国家である。人口の約97.1%はポーランド民族であり、約98.2%がポーランド語を母国語として家庭内で用いる。少数民族としてはドイツ民族が最大の約148,000人となっており、主にシレジア地方に集中して居住している。より少数の民族または国民のグループは、ベラルーシ、ウクライナ、リトアニア等の隣国と文化面での結びつきが強い。また人口の約96.0%が、ローマ・カトリック教徒であると推計されている。



b 憲法、政府および政党

憲法制定および政治制度

1997年に採択された憲法に基づき、任期を4年間とする二院制議会（セナット（Senate）と呼ばれる上院と、セイム（Sejm）と呼ばれる下院により構成される。）が、総選挙により選出される。下院の議員数は460名、上院は100名である。通常下院の選挙は比例代表制を用いて行われ、政党が議席を獲得するには、選挙民による投票の5.0%（連立政党の場合は8%）以上を要すると規定されている。憲法の定めにより、ファシスト政党、共産主義政党および人種差別政党は禁じられている。またいかなる立法も、上下両院による承認と、大統領の署名が必要となる。下院はまた、議員の過半数の賛成決議をもって上院の決議を却下し、議員の半数以上が出席する議会の6割以上の賛成決議をもって大統領の決定を却下する権限がある。大統領（上院または下院のいずれかの承認がある場合に限られる。）は、国家の基本重要事項に関しては国民投票の実施を請求することができる。

憲法はまた、国の通貨価値（ポーランドズウォティ）の維持に責任を負う中央銀行であるポーランド国立銀行（NBP）の独立性を定め、これに金融政策の策定・実施についての排他的な権限を与えている。この憲法に従い、政府は、公債が結果的に国内総生産（GDP）の60%を超えることとなる金額の借入れ、保証または国債の発行を禁じられている。また、公債がGDPの43%、48%または55%を超える場合に適用される予算関連の要件が定められている（「第3.1.(6) 公債－債務管理」の項参照。）。憲法第220条第2項により、予算不足額のNBPによる補填を予算法に定めることは認められていない。これらの制限は、ポーランド財政の健全性を守るために設けられたものであった。

憲法の定めにより、大統領は直接選挙により任期を5年間として選出され、再選は1回のみ可能である。大統領の権限には、立法の提案、特定の立法行為に対する拒否権の発動、および特定の場合における議会の解散が含まれる。ただし、大統領による議会解散権は、下院が年度予算法を政府から受領後4ヶ月以内に、署名のために大統領に提出するのを怠った場合、または下院が、憲法に規定される方法により政府を指名した後に、信任を行わなかった場合に限定される。大統領は、軍隊を指揮し、外交において国家を代表し、最高裁判所の裁判官（全国司法評議会の要請に応じて）および主席長官（最高裁判所裁判官総会により提示された候補者の中から）を任命し、また首相およびNBPの総裁を指名する権限を有している（これらはすべて、下院による承認を要する。）。

首相は、閣僚会議の議長であり、政府の組成（下院による信任投票を要する。）に責任を負う立場にある。

ポーランドは16の県（voivodships）に分割されている。各県は、政府の任命を受け、県レベルで政府を代表する知事（voivode）によって代表されている。また、独立した地方自治は、県、郡（poviats）、グミナ（gminas）の三層からなっている。上位機関である16の県には、政府任命の知事と共に地方自治政府が置かれる。中間的機関として、郡（poviats）である314の郡（counties）および郡（poviats）と同等の地位を有する66の都市、ならびに地方の選挙で選出された地方政府の基本単位として2,478のグミナ（郡（poviats）と同等の地位を有する66の都市を含む。）が存在する。自治当局は、一般選挙により選出される。地方自治体はすべて、財政上、相互にもまた政府からも自治権を有し独立している。首相がそれらの活動を制限することができるのは、国家法に抵触する場合に限定されている。地方自治体は、国家税収の分配と、地方税および手数料等の自己の収益により財源を確保している。グミナには、憲法に基づき、他の公的機関には付与されていない権限の行使が認められている。

司法権は、最高裁判所ならびに普通裁判所（控訴裁判所、地方裁判所および下級裁判所）、行政裁判所（最高行政裁判所および県行政裁判所）および軍事裁判所に与えられている。これとは別に、憲法上の問題に係る一切の事項について管轄権を有する憲法裁判所が設けられている。

現行政府および政治

直近の大統領選挙は、2回の投票を経て2015年5月24日に終了した。選挙を争った2名の候補者は、市民プラットフォーム党（PO）のブロニスワフ・コモロフスキ氏（ポーランド前大統領）と、法と正義党（PiS）のアンジェイ・ドゥダ氏（元ポーランド共和国大統領府國務次官および欧州議会議員）であった。アンジェイ・ドゥダ氏が得票率51.55%で選挙に勝利し、2015年8月6日に大統領に就任した。次回の大統領選挙は、2020年に行われる予定である。

直近の議会選挙は2015年10月25日に行われた。この選挙後の得票率は、法と正義党（PiS）が37.58%、市民プラットフォーム党（PO）が24.09%、パヴェウ・クキズ氏の新党クキズ15が8.81%、リシャルト・ペトル氏の新党現代ポーランドが7.55%、ポーランド農民党（PSL）が5.13%であった。2015年11月には、元ポーランド議会議員（第5期、第6期および第7期）およびPiS副党首のベアタ・シドゥウォ新首相率いる現内閣が発足した。ベアタ・シドゥウォ氏は2017年12月に辞任し、マテウシュ・モラウィエツキ氏が首相に任命された。

以下の表は、2018年4月30日現在の下院（政党別）および上院（政党別）の議席分布を示すものである。

(議席数)				
下院	2007年10月21日の選挙結果	2011年10月9日の選挙結果	2015年10月25日の選挙結果	2018年4月30日現在
法と正義(PiS)	166	136	235	237
市民プラットフォーム(PO)	209	207	138	136
クキズ15(Kukiz'15)	—	—	42	29
現代ポーランド(Nowoczesna)	—	—	28	25
ポーランド農民党(PSL)	31	28	16	18
自由と連帯(Free and Solidarity)	—	—	—	6
民主左翼連合(SLD)	—	26	—	—
みんなの運動(TR)(旧パリオト運動)	—	41	—	—
ポーランド連帯(Solidarna Polska)	—	20	—	—
左派民主主義者(LiD)	53	—	—	—
無所属	1	2	1	9
合計	460	460	460	460

(議席数)				
上院	2007年10月21日の選挙結果	2011年10月9日の選挙結果	2015年10月25日の選挙結果	2018年4月30日現在
法と正義(PiS)	39	31	61	63
市民プラットフォーム(PO)	60	63	34	31
ポーランド農民党(PSL)	—	2	1	—
無所属	1	4	4	6
合計	100	100	100	100

出典：下院および上院

直近では2014年11月に地方選挙が行われたが、地方委員会と主要政党の間で票が割れた。二大政党では、市民プラットフォーム党（PO）は国全体の26.36%の票を得て地方議会の555議席中179議席を獲得した一方、法と正義党（PiS）は国全体の26.85%の票を得て地方議会に171議席を獲得した。

次回の地方選挙は2018年（第4四半期）、議会選挙は2019年に行われる予定である。

c 国際関係および地域協定

国際関係

ポーランドは、国際連合の原加盟国で、大半の国際機構に所属しており、189の国家と国交を有している。また1967年には、関税と貿易に関する一般協定（GATT）に加盟し、これを継承する世界貿易機構（WTO）においても会員となっている。1986年、ポーランドは、1950年に脱退していた世界銀行として知られる国際復興開発銀行（IBRD）および国際通貨基金（IMF）に再度加盟した。1987年以来、ポーランドは国際金融公社（IFC）および国際開発協会（IDA）の会員でもある。1990年には、多数国間投資保証機関（MIGA）の会員となった。さらに、欧州復興開発銀行（EBRD）においては設立時から参加している。そして1996年には、ポーランドは経済協力開発機構（OECD）の正会員となった。2004年には、EUに加盟して欧州投資銀行（EIB）に加入し、また1998年に、欧州開発銀行評議会（CEB）にも加盟している。1999年3月12日、ポーランドは北大西洋条約機構の加盟国となった。また、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の創設メンバーでもある。

地域協定

欧州連合（EU）への加盟

ポーランドとその他9ヶ国の加盟候補国は、2003年4月16日、アテネにおいてEUとの加盟条約（「加盟条約」）に署名した。加盟条約は、EU全加盟国および加盟候補国により批准され、2004年5月1日に発効した。

EUへの加盟により、ポーランドは、EUの立法および意思決定プロセスに参加できるようになり、また、EU法（EUの条約、規則、指令および決定等）に拘束されることとなった。ポーランドはまた、EU加盟により、欧州議会に議席を持つ資格を得た。欧州議会議員選挙においては、ポーランドは英国、アイルランド、イタリア、フランス、オランダ、ベルギーおよびドイツと同様に選挙区に分化されている。2014年の欧州議会議員選挙以降のポーランドの欧州議会議員数は、51名であり、その大多数が欧州人民党グループ（Group of European People's Party）または欧州保守改革グループ（Group of European Conservatives and Reformists）に属している。

ポーランドは、EU加盟国として、EUにおける国家財政政策の協調に関する規則に基づく枠組みである安定成長協定（The Stability and Growth Pact）を遵守する必要がある。かかる協定は、経済通貨同盟（EMU）が適切に機能するための重要な要件である健全な国家財政の確保のために定められたものである。

期限は定められていないものの、加盟条約により、ユーロの導入が義務付けられている。ユーロ導入に当たっては、一定の経済的基準および法的基準の達成に加え、欧州為替相場メカニズム（ERM II）への参加が必要となる。加盟条約に基づく義務について検討する上で、ポーランドは未だ発展途上および収斂途上の経済国であることを念頭に置く必要がある。ポーランドはユーロ圏への実質的な収斂の度合い（1人当たりGDPの観点）において、依然として先進EU加盟国に後れを取っている。さらに、最近では景気循環が比較的安定して連動しているものの、ポーランドの経済構造は、ユーロ圏のそれとは異なっている。こうした事情により、ポーランド経済は、ユーロ導入によりマイナスのショックを受けるおそれがある。EUの改革アジェンダについては、その有効性は（近年の改革にもかかわらず）未だ不十分との認識で、現時点ではEMUの長期的な安定は保証されていない。したがって、政府は現在、ユーロ圏への加入ではなく国家経済の潜在力の向上に焦点を合わせている。ユーロ圏の安定はポーランド経済にとって極めて重要であるため、政府は今後も、EMUの制度構造の強化に向けたEUレベルでのイニシアチブに参加する。ユーロ圏のいくつかの国々で見られた財政および経済の混乱は、制度改革の必要性を浮き彫りにした。ポーランド経済の競争力促進に向けた国内の構造改革と併せて、EUレベルでの活動も今後実施していく。

ポーランドは、すべてのEU加盟国と同様に、EU理事会による多角的監視の対象となっており、かつ、すべての非ユーロ圏EU加盟国と同様に、収斂プログラムを毎年作成する義務を負っている。各収斂プログラムは、各EU加盟国およびEU全体における経済発展のほか、経済政策とEUにより定められる広範なガイドラインとの適合性を定期的に監視するために提供されるものである。

収斂プログラムには、財政政策、経済見通しの基礎となる主要な前提条件、および経済政策措置の評価ならびにこれらが予算に及ぼす影響が記載される。この情報は、現行年度および前年度について発表されるとともに、今後3年間の予測も記載される。ポーランドは、2018年4月に、収斂プログラムの最新のアップデートを公表した。同プログラムによると、一般政府財政赤字は、2018年にGDP比2.1%に達する見通しである。2019年以降は、一般政府財政赤字は減少傾向をたどり、2019年にGDP比1.5%、2020年にGDP比1.1%および2021年にGDP比0.7%となるものと予測されている。

ポーランドがEU加盟国となって初めの何年かで最も重要な事項の一つは、EUとの協調融資によるプロジェクトを効果的に実施することであった。これは、富裕なEU加盟国に対し、EU加盟国間の経済的・社会的発展の格差解消のために、発展途上にある加盟国の支援を行うことを義務付ける欧州連帯の原則に沿ったものである。ポーランドのEU加盟は、際立ったEU資金の流入につながり、2004年5月から2016年12月までの期間におけるEUからの資金の流入は約1,325億ユーロ（主にEU結束政策に関するイニシアチブに係る構造基金およびEUの共通農業政策に基づく支払いから）であった。これに対し、かかる期間にEUに対してポーランドが提供した自国の資金による支払金は約438億ユーロであった。EUからの資金の純流入は約887億ユーロに達した。

以下の表は、ポーランドへのEU資金の流入に関する情報を示すものである。

EU資金の流入					
(単位：百万ユーロ)					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
結束政策	10,611.5	12,001.1	7,933.0	5,180.6	7,078.0
共通農業政策	4,999.2	5,108.7	5,058.0	4,522.8	3,982.0
その他の資金	24.9	14.8	63.2	271.8	92.6
合計	15,635.6	17,124.6	13,054.2	9,975.2	11,152.6
出典：財務省					

以下の表は、EUに加盟した2004年5月から2018年3月までのEU資金の使途の構成を記載したものである。

(単位：百万ユーロ)	
経常支出	68,649.8
資本的支出	78,919.8
合計	147,569.6
出典：財務省	

以下の表は、当該期間におけるEU資金の予想流入に関する情報を記載したものである。これらは、現在のEU予算に基づく予想額であり、EUが以下に記載する資金を提供することに関する法的な約定を反映したものではない。

EU資金の将来的な予想流入額		
(単位：百万ユーロ)		
	2018年	2019年
共通農業政策	4,838.0	4,861.0
結束政策	9,953.0	11,684.0
出典：財務省		

以下の表は、当該期間におけるポーランドによるEU予算への拠出（具体的にはEUに対する自国の資金による支払金）に関する情報を記載したものである。

自国の資金による支払金

(単位：百万ユーロ)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年3月31 日までの3ヶ月
自国の資金による支払金					
国民総所得関連の支払金	2,932.4	2,962.8	3,003.4	2,024.7	683.5
VAT関連の支払金	529.6	481.1	555.4	570.8	134.1
従来の自己資金による支払金	431.2	507.9	604.4	645.3	173.3
リベートおよび調整額	259.9	310.2	330.1	316.6	64.7
合計	4,153.1	4,262.1	4,493.4	3,557.4	1,055.6

出典：財務省

d 国際金融機関との関係

ポーランドは、世界銀行、EIB、EBRDおよびIMF等、様々な国際金融機関に加盟している。2017年12月31日現在、これら国際金融機関に対するポーランドの債務は170億ユーロとなっており、これは国庫が負う対外債務総額の24.9%に相当するものである。

世界銀行

2018年1月31日現在、世界銀行に関するポーランドのエクスポージャーは、元金返済を除くと、70億ユーロに達している。

欧州投資銀行（EIB）

ポーランドにおけるEIBの事業の主要な分野は、運輸、電力およびエネルギー、水、下水道、固形廃棄物、都市開発、保健衛生、高等教育、電気通信ならびに農業の各部門により構成される。加えて、EIBは、民間企業および自治体に対しても、商業ベースでの貸付を行っているほか、中小企業部門への融資のために金融仲介機関に貸付を行うこともある。

2017年におけるEIBのポーランドに対する投資総額は、50億ユーロとなった。2018年1月31日現在、EIBのポーランドの借り手に対する約定額は656億ユーロであり、うち493億ユーロ超が実行済みである。2018年1月31日現在、EIBのポーランドの借り手に対するエクスポージャーは、元金返済を除くと、341億ユーロである。

欧州復興開発銀行（EBRD）

ポーランドにおける営業開始以来、EBRDはポーランド経済の様々な部門（企業、金融機関、インフラおよびエネルギー）に関する約397のプロジェクトに対して89億ユーロ超（2017年12月31日現在）を投資してきた。EBRDによる投資の大部分に当たる約77億ユーロが、民間部門に対する投資であった。EBRDのポーランドに関する現在のポートフォリオ・プロジェクトの額は、28億ユーロを超える。EBRDのポーランドに関する戦略的方針には、低炭素経済の推進、経済における民間部門の役割の強化ならびに持続可能性のある金融部門および資本市場の開発支援が含まれる。

国際通貨基金（IMF）

ポーランドは、IMFの特別データ普及システムの会員であり、経済・財務データを公開するに当たって適用される慣行や基準を遵守している。現在IMFは、ポーランドとの間で12ヶ月毎に通常の第4条協議を行っている。また、IMFがポーランドの金融部門をシステム上重要であると見なしていることから、ポーランドは5年毎に、国の金融部門に関する包括的かつ詳細な評価を行う金融部門評価プログラムの対象となっている。

2009年から2017年まで、ポーランドは、非常に強固な経済の基礎的条件と政策の枠組みを有する国々を対象に設けられた弾力的信用枠（FCL）を通じて、IMF資金へのアクセスを有していた。この期間、ポーランドはFCLを予備的信用枠として扱い、資金の借入れは一切行わなかった。ポーランドは、外的条件が改善した時点で契約を終了する意向の下、2015年1月以降、FCLの借入可能額を徐々に引き下げてきた。2017年11月3日には、ポーランドはFCL契約を解除した。

IMF理事会は、2017年6月7日にポーランドとの直近の第4条協議を終結させた。この協議では、ポーランドの強固な経済的基礎、適切な政策および金融部門の回復力の確認が行われた。最近採用された責任ある開発に関する戦略には、これらの課題の克服を目的とするプログラムに加えて、生活水準をEUの先進諸国と同等の水準まで引き上げるための意欲的な目標が定められている。この報告によると、緩和的な金融・財政政策およびEUからの相当額の資金移動に支えられ、短期的な成長は強い勢いを保っている。経済はポテンシャルを上回るペースで活動しており、失業率は過去最低水準にある。中長期的な経済に関しては、数々の課題が存在する。

国際開発協会（IDA）

1988年以降、ポーランドは国際開発協会（IDA）に加盟し、資金を提供している。IDAは、世界の最貧国に対して特恵的な長期貸付を行っている。2018年1月31日現在、IDAに対するポーランドの出資額は40.44百万SDRおよび17.3百万ユーロに達しており、うち35.047百万SDRが払込済みとなっている。ポーランドは、直近では2017年10月に出資を約定し（IDA第18次増資（IDA 18））、その額は過去のMDRI（多国間債務救済イニシアチブ）による約定額（17.3百万ユーロ）の2倍にのぼった。ポーランドは、IDAのMDRIにも参加している。2018年1月31日現在、ポーランドは36.98百万ズウォティを約定済みで、8.33百万ズウォティが払込済みである。

北欧投資銀行（NIB）

ポーランドは北欧投資銀行（NIB）の加盟国ではないが、その資金を利用している。2018年1月31日現在、NIBのポーランドの地方政府および民間部門の事業体に対する貸付額は約493.2百万ユーロであった。

欧州開発銀行評議会（CEB）

ポーランドは、1998年にCEBに加盟した。2018年1月31日現在、CEBが承認したポーランドに対する貸付額は49億ユーロで、うち35億ユーロが既に実行済みとなっている。2018年1月31日現在、国庫に対するCEBのエクスポージャーは、210.8百万ユーロに達している。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）

ポーランドは、2016年6月15日、AIIBの創設メンバーとなった。AIIBへの参加は、ポーランドのアジアとの経済的・政治的連携を強化するとともに、計画されているポーランド企業のアジア進出にもつながる可能性がある。ポーランドは、AIIBの株主および欧州地域メンバーとして、同銀行のガバナンスに参加し、同銀行の活動や戦略の方向性に影響を及ぼしている。AIIBの資本金に対するポーランドの出資持分は831.8百万ドルであり、これは議決権の0.98%に相当する。

主な国際条約

EUへの加盟以来、ポーランドはEU条約の規定に従い通商政策を執り行っている。EUは、EU加盟国間における関税同盟と、とりわけ共通関税、共通貿易体制、統一的な貿易自由化措置への着手および貿易防御手段の取り決めに関する非加盟国に対する共通通商政策を有している。ポーランドは、EUが非加盟国との間に締結したすべての通商協定の当事者である。

EU加盟条約は、EU条約およびEUの機能に関する条約とともに、経済、貿易、サービス、資本および労働力の移動ならびに投資の促進および保護等に対する規制の法的根拠となっている。

2017年6月、ポーランドは税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間条約（MLI）に署名した。ポーランドは、国内の批准手続を完了し、2018年1月23日に4番目のMLI署名国として批准書を寄託した。MLIは、OECD／G20の税源浸食および利益移転（BEPS）プロジェクトの結果を世界中の二国間租税条約に取り入れることにより、既存の国際課税ルール間のギャップを解消するための解決策を各国政府に提供するものである。MLIにより、二重課税を排除するために締結された数千にも及ぶ二国間租税条約の適用方法が変更される。

(2) 【経済】

ポーランドは、38.4百万人を超える人口を擁し、EUの全中欧・東欧加盟国のうち最も人口の多い国（EU全体では第6位）である。ポーランド経済には、大きな強みがある。非金融企業および世帯の民間債務は比較的低い水準にあり、通貨体制は柔軟である。ポーランドの輸出および経済は1つの部門のみに依存しておらず、国内市場は広範である。銀行部門は十分な資本、流動性および利益性のある状態を保っており、マクロ経済政策は、長期的に、高くかつ持続可能な成長を維持することを目標としている。2004年のEU加盟以来、ポーランドはEUの構造基金から大きな恩恵を受けており、政府はこれにより、インフラ・社会開発に着実に投資することができている。EU基準への適応は、ポーランドの近代化を後押ししてきた。ポーランド経済の最大の構成部分はサービス部門（63%）であり、工業および建設業（34.5%）ならびに農業（2.4%）の各部門がこれに続いている。

強固なマクロ経済の基礎的条件および政策の枠組み、多大かつ多様な国内需要、ならびに機動的な財政政策により、ポーランドはEUで唯一、2007年以降の世界的な経済・金融危機の間も景気後退を回避し、2008年から2017年にかけて約40%（平均年間GDP成長率3%超）の成長を遂げた。現在、ポーランドは実質GDPにおいてEU第8位の経済国であり、好調な民間部門、国際競争力のある輸出中心企業、および教育水準が高く技能に優れた人的資本を有している。

ポーランドの金融政策の枠組みは、憲法およびポーランド国立銀行（NBP）法に規定されている。NBPは、金融政策の実施について責任を負っており、金融政策は、物価の安定を維持するとともに、政府の経済政策を支援することを基本方針とするものである。金融政策委員会（NBPの独立した意思決定機関）（MPC）は、20年近くにわたり、直接インフレ目標戦略の下で金融政策を実施している。2004年には、MPCは、2.5%（対称許容偏差±1%）のインフレ目標を採用した。金融政策の戦略の原則およびインフレ目標の水準は、これ以降変更されていない。

2004年以降、ポーランドの平均消費者物価指数（CPI）は年率で4.5%を超えたことはなく、平均で2%をわずかに上回っている。食料およびエネルギーがCPIバスケットの比較的高い割合を占めていることから、ポーランドにおけるインフレは物価の変動の影響を受けやすい。しかしながら、コア・インフレ（食料およびエネルギーの価格を除いたCPI）は低水準を維持しており、2004年から2017年までの期間には年率でマイナス0.2%から2.7%までの範囲にわたった。

以下の表は、当該期間に関する特定のマクロ経済的統計を示したものである。

	2004年	2008年	2015年	2016年	2017年
(以下において、現行価格、1人当たり購買力基準 (PPS))					
1人当たりGDP	11,300	14,500	19,800	19,900	-
(以下において、対GDP比率 (%))					
個人消費	64.2	61.8	58.4	58.6	58.6
公共消費	18.3	18.6	18.0	17.9	17.7
投資	18.3	23.1	20.1	18.0	17.7
輸出	34.3	37.9	49.5	52.3	54.0
輸入	36.9	42.9	46.4	48.2	49.9
付加価値：					
工業	22.9	21.8	23.2	23.4	23.9
建設業	5.7	6.9	7.1	6.2	6.5
商業および自動車修理業	16.5	16.4	15.7	15.5	15.7
(以下において、合計=100)					
雇用構造 (LFS(1)、15歳以上)：					
農業	18.0	14.0	11.5	10.5	10.2
工業および建設業	28.8	31.9	30.4	31.3	31.5
サービス業	53.2	54.2	58.1	58.1	58.3
(以下において、%)					
労働力率 (LFS(1)、15歳以上)	54.4	54.2	56.2	56.2	56.4
雇用率 (LFS(1)、20-64歳)	57.3	65.0	67.8	69.3	70.9
失業率 (LFS(1)、15-74歳)	19.1	7.1	7.5	6.2	4.9
1人当たり労働生産性 (EU28ヶ国=100)	61.7	62.0	74.0	74.2	-
CPI	3.5	4.2	(0.9)	(0.6)	2.0
コア・インフレーション	1.7	2.3	0.3	(0.2)	0.7
(以下において、百万ユーロ)					
外貨準備高	26,967	44,139	86,894	108,064	94,550
(以下において、対GDP比率 (%))					
国際投資ポジション	(45.4)	(47.1)	(61.0)	(59.9)	(61.9)
CAB	(5.5)	(6.7)	(0.6)	(0.3)	0.3
非金融部門への融資：					
非金融企業	12.5	16.9	15.6	16.0	15.8
世帯	11.8	28.7	34.3	35.1	33.3

出典：欧州連合統計局、NBP、中央統計局、独自の計算

留意事項：手法の変更のため、労働市場および国際収支に関するデータは完全に比較可能ではない。

注記：

(1) LFS—労働力調査

a 現在の経済実績（2017年）

ポーランドの経済実績は、2017年の全四半期を通じて堅調であった。GDP成長率は、2017年に4.6%に上昇した。個人消費は、労働市場の好調および財政刺激策（（世帯月収にかかわらず）各世帯の第2子以降かつ18歳以下の各児童（および低所得世帯の第1子）を対象に月額500ズウォティを非課税で給付するファミリー500+プログラムに基づく児童手当）に支えられ、引き続き経済の主動力となった。投資は、2016年に急速に縮小した後、2017年には3.4%拡大した。かかる拡大に最も寄与したのは、一般政府部門であった。ポーランドの物品およびサービスに対する高い海外需要により、2017年の輸出実績は良好であった。

4年間にわたる非常に低いインフレ（2014年7月から2016年10月までの2年間のCPIデフレを含む。）を経て、2017年第1四半期には、CPIは、主にエネルギー価格および食品価格の高騰により上昇した。2017年のその後の各四半期にはCPIは比較的安定し、2017年の平均は2.0%に達した。2018年第1四半期には、CPIは、食品およびエネルギー価格の上昇率の鈍化を主因として1.5%に低下した。労働市場の好況および個人消費の高い伸びにかかわらず、コア・インフレ率（食品およびエネルギーを除くCPI）の水準は依然として低く、2017年4月以来、0.7%から1.0%までの狭い範囲にとどまっている。

労働市場の好調は、2017年中および2018年初めにも続いた。労働需要は増加し、失業率は低下し、実質賃金の伸び率は比較的高水準に保たれた。統一失業率（季節調整済み、欧州連合統計局調べ）は、歴史的に低い水準（2018年2月現在4.4%）まで低下した。

ポーランド経済の対外不均衡は、現在、歴史的に見て低い水準にある。2016年には、ポーランドの経常赤字はGDP比0.3%となった。2017年には、経常収支はわずかにプラス（GDP比0.3%）となった。総合的な対外不均衡の主な要因は、第1次所得要素（GDP比3.8%）のマイナスであった。一方で、サービス収支は、過去最高水準の黒字（GDP比4.0%）を計上した。

MPCは、2015年3月以来、NBPの金利を1.5%の基準金利から変更することなく維持している。MPCは、現在の金利の水準が、ポーランド経済の持続可能な成長軌道を保つとともにマクロ経済収支を維持する上で十分であると判断した。

以下の表は、2017年までの5年間にに関する特定のマクロ経済的統計を示したものである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(以下において、実質成長率(%))				
GDP	1.4	3.3	3.8	3.0	4.6
総消費	0.8	2.8	2.8	3.4	4.4
個人消費	0.3	2.4	3.0	3.9	4.7
投資	(1.1)	10.0	6.1	(8.2)	3.4
	(以下において、GDP成長率への寄与(%ポイント))				
国内需要	(0.6)	4.7	3.2	2.2	4.5
純輸出	1.9	(1.4)	0.6	0.7	0.1
	(以下において、%)				
雇用成長率(LFS(1)、15歳以上)	(0.1)	1.9	1.4	0.8	1.4
失業率(LFS(1)、15-74歳)	10.3	9.0	7.5	6.2	4.9
CPI	0.9	0.0	(0.9)	(0.6)	2.0
NBP基準金利(年末現在)	2.50	2.00	1.50	1.50	1.50
	(以下において、対GDP比率(%))				
CAB	(1.3)	(2.1)	(0.6)	(0.3)	0.3

出典：中央統計局、NBP、欧州連合統計局、独自の計算

注記：

(1) LFS－労働力調査

b リスク

ポーランドのGDP成長に関する主なリスク要因は、とりわけユーロ圏の経済実績を含む外的環境に関連している。ポーランドは、ドイツのサプライチェーンへの参加を含め、貿易および財務に関してユーロ圏と強いつながりを有しているため、主要貿易相手国において生じたショックの影響を受けやすい。短期的には、外的環境によるダウンサイド・リスクは、地政学的緊張（朝鮮半島および中東における緊張等）の高まりに主に起因しているものの、世界的な財政状況の逼迫の可能性にも起因している。欧州以外の主要国が進めるマクロ経済政策や、差し迫った英国のEU離脱に関する不確実性も、かかる要因の一部となっている。不安定な新興市場諸国経済への資金流入が急に途絶えた場合、貿易の減退および景況感の悪化を通じて欧州諸国経済に悪影響が及ぶことが考えられる。その結果として生じるユーロ圏における成長率の低下は、ポーランドの輸出および投資に圧力をかけ、最終的にポーランドの経済成長に悪影響を及ぼすおそれがある。

c 対内直接投資

ポーランドへの対内直接投資

対内直接投資の内訳は、直接投資事業体の株式の取引（株式の購入を含む。）、収益の再投資および債券類の取引の残高であった。

ポーランドへの対内直接投資額は、企業および銀行により提供されたデータに基づいている。対内直接投資に関する年間値は、外国直接投資に関する新たなOECDベンチマーク定義（第4次改訂）に従って設定されている。

以下の表は、ポーランドへの対内直接投資を表している。

(単位：百万ユーロ)

	対内直接投資の構成要素			
	株式	収益の再投資	債券類	合計(純額)
2011年	(195)	5,236	6,412	11,453
2012年	2,974	4,362	2,331	9,667
2013年	(1,352)	3,510	572	2,730
2014年	3,177	6,198	1,380	10,755
2015年	5,229	6,966	1,563	13,758
2016年	1,932	7,845	2,811	12,588
2017年	(1,908)	7,645	(27)	5,711

出典：NBP

2017年の暫定的な統計によると、ポーランドへの対内直接投資は5,711百万ユーロ（純額）で、ルクセンブルク、ドイツおよび米国からの直接投資が最大であった。対外直接投資では、オランダ、イタリアおよびフランスへの投資がとりわけ多額であった。

2017年における対内直接投資は、主に(i)7,645百万ユーロの収益の再投資、(ii)1,908百万ユーロの株式の純流出、および(iii)27百万ユーロの債券類に対する資本（その他の資本）の純流出に起因するものであった。

d 社会保障制度

社会保障費

国家支出の主要素は社会保障支出である。現在、国家により4つの社会保障基金および年金基金が運営され、それらは全額または一部が雇用者および被雇用者の拠出金によって賄われている。これらの基金の収入は国家予算における収入としては計上されない。しかし、上記のうち2基金には、多額の国家予算が移転されており、かかる移転は支出として計上されている（後記「第3.1.(5) 財政」中の表を参照。）。社会保険基金ならびに年金および農業従事者向け障害基金は、最大の予算外基金であり、それ自体の予算外収入に加えて、国家予算からの移転に頼っている。

直接予算に基づく社会保障費

国家予算から直接支払われ、または予算外基金への移転として支払われた社会保障費の増加や、現行の法律上の受給権と人口動態に基づく見通しは、ポーランドにとって中期的な財政赤字に歯止めをかけるに当たり大きな脅威となっている。一方で、欧州委員会および高齢化に関するワーキンググループ（経済政策委員会内のグループ）の長期予測によれば、年金支出は対GDP比率で2013年の11.3%から2060年には10.7%に減少する（*The 2015 Ageing Report, Economic and budgetary projections for the 28 EU Member States (2013-2060)*、EUROPEAN ECONOMY 2015年3月）。

社会保険機関からオープン型年金基金（OPF）（国家予算により賄われる。）へ移転された拠出金は、2013年は107億ズウォティであったのに対し、2014年には83億ズウォティとなった。2015年および2016年における移転は、年金制度の構造的変化により大幅に減少してそれぞれ31億ズウォティおよび32億ズウォティとなった。この移転は、マクロ経済の観点からは経済全体についての長期貯蓄を意味し、財政赤字が国民貯蓄に及ぼす悪影響を軽減する。

健康保険制度

現在、健康保険制度の管理は国家の健康保険基金により調整されている。雇用者は、かかる基金に各被雇用者の賃金の9.0%を拠出することが義務付けられている。

e 今後の経済計画

「第3.1.(5) 財政－財政制度および税制」の「予算手続」以降の項を参照のこと。

(3) 【貿易及び国際収支】

a 国際収支^{*}

2014年9月30日以来、ポーランドは国際収支および国際投資ポジションに関するデータを、国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版（「BPM6」）に概説された新たなガイドラインに従って作成している。2004年以降に関する過去のデータも、BPM6に合わせて編集された。

ポーランドの経常赤字は、2015年に2,405百万ユーロ、2016年に1,254百万ユーロとなった。2017年の経常収支は、1,497百万ユーロの黒字となった。国際収支統計によると、2015年および2016年には、財貨の貿易はそれぞれ2,213百万ユーロおよび2,935百万ユーロの黒字となった。2017年にも、財貨の貿易の収支は821百万ユーロの黒字となった。総合的な対外収支の赤字は、主に第1次所得収支の赤字に起因するものであった。近年、経常赤字は、長期資本(主にEU構造基金の流入)によって全額補填されている。

2015年および2016年、貿易収支は、輸出の増加ペースが輸入のそれを上回ったことで改善した。2017年には、財貨の貿易は、輸入の増加ペースが輸出のそれを上回ったことで減少した。2015年、輸出額および輸入額はそれぞれ8.5%および5.0%増加した。2016年には、輸出額および輸入額は、2015年比でそれぞれ3.1%および2.7%増加した。2017年には、輸出額および輸入額は、2016年比でそれぞれ12%および13.4%増加した。

直接投資は、資産負債原則に従って国際収支に表示されている。2015年、直接投資の負債側の収支は、135.30億ユーロの黒字となった。2016年にも、当該収支は黒字で152.22億ユーロとなった。2017年の国際収支では、5,415百万ユーロの資本流入が見られた。2016年中の直接投資の収支の黒字は、株式・投資ファンド持分に関する取引の収支が9,810百万ユーロの黒字となったことによるものであった。債券類に関する収支も、5,412百万ユーロの黒字となった。2017年における負債側の直接投資の収支は、株式・投資ファンド持分の純流入額6,180百万ユーロおよび債券類に対する資本の純流出額765百万ユーロの影響を受けた。

* 国際収支は、IMFが国際収支・国際投資ポジションマニュアル（BPM6）において概説した基準に従って作成されている。欧州レベルでは、欧州中央銀行と欧州委員会はいずれも、関連法により規制される各々の報告要件を改定した。変更内容については、Information on changes in the statistics of the balance of payments and international investment position in 2014 ([http://www.nbp.pl/homen.aspx?f=en/aktualnosci/2014/ Revision BoP IIP 2014.html](http://www.nbp.pl/homen.aspx?f=en/aktualnosci/2014/Revision%20BoP%20IIP%202014.html)) に記載されている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの国際収支および関連統計データを記載している。

(単位：百万ユーロ)

2017年9月30日
までの9ヶ月
(暫定値)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年9月30日 までの9ヶ月 (暫定値)
経常収支	(5,031)	(8,534)	(2,405)	(1,254)	972
貿易収支	(335)	(3,255)	2,213	2,935	1,305
財貨：輸出(f.o.b.)	149,096	158,619	172,124	177,448	146,397
財貨：輸入(f.o.b.)	149,431	161,874	169,911	174,513	145,092
サービス収支	7,646	9,059	10,911	14,075	13,227
サービス収支：受取	33,588	36,733	40,656	45,023	37,674
サービス収支：支払	25,942	27,674	29,745	30,948	24,447
第1次所得収支	(11,915)	(13,961)	(14,683)	(16,864)	(13,191)
第1次所得収支：受取	11,594	11,605	11,298	11,419	8,844
第1次所得収支：支払	23,509	25,566	25,981	28,283	22,035
第2次所得収支	(427)	(377)	(846)	(1,400)	(369)
第2次所得収支：受取	6,038	5,942	5,808	5,509	4,062
第2次所得収支：支払	6,465	6,319	6,654	6,909	4,431
資本収支	9,006	10,034	10,158	4,472	2,549
資本収支：受取	9,498	10,809	10,788	5,186	2,841
資本収支：支払	492	775	630	714	292
金融収支	(4,478)	(4,689)	603	(499)	(641)
直接投資資産	(2,525)	5,091	4,388	10,235	1,196
直接投資負債	658	14,821	13,530	15,222	2,469
ポートフォリオ投資資産	1,651	4,229	9,961	(5,681)	1,236
株式	919	1,793	9,033	(5,913)	568
債券	732	2,436	928	232	668
ポートフォリオ投資負債	1,776	2,422	7,091	(2,170)	4,693
株式	1,994	2,194	3,744	(2,473)	861
債券	(218)	228	3,347	303	3,832

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年9月30日 までの9ヶ月 (暫定値)
その他投資資産	1,215	3,071	4,600	2,174	2,308
金融当局	0	1	0	227	(101)
中央政府および地方政府	45	(5)	34	220	16
通貨金融機関 (中央銀行を除く)	(725)	484	30	298	(724)
その他部門	1,895	2,591	4,536	1,429	3,117
その他投資負債	2,613	277	(2,213)	14,730	(10,959)
金融当局	1,414	(1,168)	(72)	15,082	(10,015)
中央政府および地方政府	2,140	1,964	(17)	(87)	(530)
通貨金融機関 (中央銀行を除く)	240	976	1,742)	(2,429)	(1,516)
その他部門	(1,181)	(1,495)	(382)	2,164	1,102
金融派生商品	(526)	(16)	(879)	125	(744)
外貨準備高	754	456	941	20,430	(8,434)
誤差脱漏	(8,453)	(6,189)	(7,150)	(3,717)	(4,162)
出典：NBP					

b 外国貿易

2013年、2014年、2015年、2016年および2017年には、輸出がそれぞれGDPの46.3%、47.5%、49.5%、52.3%および54.0%を占めた。一方で、輸入は2013年、2014年、2015年、2016年および2017年にそれぞれGDPの44.4%、46.1%、46.4%、48.2%および49.9%を占めた。

貿易の焦点

2017年には、EU諸国との貿易は、ポーランドの輸出の79.7%、輸入の60.1%を占めた。なかでもドイツがポーランドの最大貿易相手国であり、輸出の27.4%、輸入の23.1%を占めていた。同期間におけるその他のEU諸国との貿易は、輸出の52.3%、輸入の37.0%を占めていた。

以下の表は、当該年度のポーランドの輸出入先地域を割合で示したものである。

	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年 (暫定値)	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
先進国：										
ドイツ	25.1	21.7	26.3	22.0	27.1	22.9	27.4	23.3	27.4	23.1
英国	6.5	2.6	6.4	2.6	6.7	2.7	6.7	2.6	6.4	2.4
その他のEU諸国	43.4	34.2	44.8	34.4	45.6	34.4	45.7	35.3	45.9	34.6
その他の先進国	6.9	7.5	6.6	6.9	6.3	6.9	6.5	7.0	6.7	7.3
先進国合計	81.9	66.0	84.1	65.9	85.7	66.9	86.3	68.2	86.4	67.4
中・東欧諸国：										
ロシア	5.3	12.1	4.2	10.3	2.9	7.3	2.8	5.8	3.0	6.5
その他の中・東欧諸国(1)	4.1	1.5	3.1	1.5	2.4	1.3	2.7	1.4	2.9	1.6
中・東欧諸国合計	9.4	13.6	7.3	11.8	5.3	8.6	5.5	7.2	5.9	8.1
発展途上国	8.7	20.4	8.6	22.3	9.0	24.5	8.2	24.6	7.7	4.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：Statistics Poland

注記：

(1)「その他の中・東欧諸国」には旧ソビエト連邦の欧州諸国が含まれる。

貿易構造

ポーランドの外国貿易は、一定期間における同じ産業または生産グループ内での商品の輸出および輸入である産業内貿易で占められている。2017年の輸出品目のうち最も重要なものは、機械類および輸送機器類（例：自動車、車輛運搬具、船舶ならびに自動車の部品および装備品）、加工品および雑製品（例：その他消費財）である。最も重要な輸入品目は、輸出を占める品目と類似しているが、輸出と比べて化学工業製品が比較的より重要な地位を占めている。輸入においては、概ね加工品が占めている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの輸出品内訳（税関のデータおよび標準国際貿易商品分類に基づく。）を示している。

	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年 (暫定値)	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	22,606	11.0	24,125	10.9	21,708	10.8	22,433	10.9	25,001	11.0
飲料およびタバコ	2,750	1.3	3,457	1.6	3,258	1.6	3,074	1.5	4,162	1.8
非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	5,115	2.5	5,414	2.4	4,551	2.3	4,326	2.1	4,964	2.2
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに 類するもの	9,609	4.7	9,139	4.1	6,505	3.2	5,084	2.5	5,664	2.5
動植物性油脂	640	0.3	663	0.3	563	0.3	566	0.3	331	0.1
小計	40,720	19.8	42,798	19.2	36,585	18.3	35,483	17.3	40,122	17.6
加工品：										
化学工業製品	18,947	9.2	20,230	9.1	17,679	8.8	18,769	9.1	21,750	9.5
原材料別製品	41,598	20.2	43,837	19.7	37,919	18.9	38,025	18.5	42,891	18.8
機械類および輸送機器 類	77,558	37.6	84,074	37.8	77,043	38.5	78,250	38.2	84,687	37.2
雑製品：										
製品	26,756	13.0	31,029	14.0	30,760	15.4	33,961	16.6	38,220	16.7
未分類品目	559	0.3	370	0.2	355	0.2	560	0.3	512	0.2
小計	165,418	80.2	179,540	80.8	163,756	81.7	169,565	82.7	188,060	82.4
合計	206,138	100.0	222,339	100.0	200,343	100.0	205,048	100.0	228,182	100.0
出典：Statistics Poland										

以下の表は、当該年度におけるポーランドの輸入品内訳（税関のデータおよび標準国際貿易商品分類に基づく。）を示している。

	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年 (暫定値)	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	15,333	7.3	16,375	7.3	14,398	7.3	15,329	7.6	16,942	7.5
飲料およびタバコ	1,332	0.6	1,450	0.6	1,463	0.7	1,530	0.8	1,674	0.7
非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	6,930	3.3	7,267	3.2	6,213	3.1	6,237	3.1	7,173	3.1
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類する もの	24,026	11.5	23,714	10.5	14,342	7.2	11,910	5.9	16,225	7.1
動植物性油脂	867	0.4	880	0.4	703	0.4	814	0.4	944	0.4
小計	48,488	23.2	49,686	22.0	37,119	18.8	35,820	17.8	42,958	18.8
加工品：										
化学工業製品	29,895	14.3	32,499	14.4	27,694	14.0	29,493	14.7	33,282	14.6
原材料別製品	36,216	17.3	39,633	17.5	34,369	17.4	35,724	17.8	40,378	17.8
機械類および輸送機器 類	69,998	33.5	76,266	33.8	72,192	36.5	72,190	36.0	79,035	34.7
雑製品：										
製品	19,025	9.1	23,651	10.5	23,456	11.9	25,096	12.5	28,747	12.6
未分類品目	5,158	2.5	4,163	1.8	2,851	1.4	2,349	1.2	3,374	1.5
小計	160,292	76.8	176,162	78.0	160,562	76.8	164,852	82.2	184,816	82.2
合計	208,780	100.0	225,898	100.0	197,682	100.0	200,672	100.0	227,774	100.0
出典：Statistics Poland										

貿易政策

2004年5月1日にEUに加盟して以来、ポーランドはEU法（共通関税を含む。）の適用を受けている。

共通関税は、品目を表す合同関税品目分類表（CN）コードのそれぞれに関税分類規則および関税率を指定している。ポーランドにおいて事業を行う各経済事業者は、その事業活動が物品の輸出入を含む場合、共通関税に従う義務を負う。これは、国内・国外のいずれの経済事業者であるかを問わない。共通関税は、ポーランドを含むEUの全加盟国を全面的に拘束し、全加盟国に直接適用される。

2018年1月1日以来、共通関税率は、関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会規則（EEC）第2658/87号付属書Iを改正する2017年10月12日付欧州委員会実施規則（EU）第2017/1925号（2017年度物品税10月31日EU官報L282）に準拠している。

2018年予算法に定められた実効平均関税率は、1.0%である。

c 対日貿易

輸出	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	116.6	17.3	36.1	5.5	18.2	3.2	26.8	4.5	38.8	7.0
飲料およびタバコ	0.8	0.1	1.0	0.2	1.6	0.3	1.3	0.2	1.2	0.2
非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	20.6	3.1	17.6	2.7	14.4	2.5	21.0	3.6	20.3	3.6
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
小計	138.0	20.4	54.7	8.3	34.2	6.0	49.1	8.3	60.4	10.8
加工品：										
化学工業製品	76.4	11.3	79.8	12.1	55.7	9.8	60.3	10.2	66.5	11.9
原材料別製品	137.8	20.4	121.5	18.4	89.9	15.7	128.0	21.7	107.7	19.3
機械類 および輸送機器類	258.8	38.3	327.5	49.6	332.0	58.2	268.1	45.3	245.0	43.9
雑製品：										
製品	64.4	9.5	76.7	11.6	58.6	10.3	84.8	14.4	78.1	14.0
未分類品目	0.0	0.0	0.5	0.1	0.5	0.1	0.5	0.1	0.7	0.1
小計	537.4	79.6	606.0	91.7	536.7	94.0	541.7	91.7	498.0	89.2
合計	675.3	100.0	660.9	100.0	570.9	100.0	590.8	100.0	558.4	100.0

輸入	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	2.0	0.1	2.4	0.1	2.7	0.1	3.1	0.1	3.1	0.1
飲料およびタバコ	0.4	0.0	0.8	0.0	0.5	0.0	0.9	0.0	1.0	0.0
非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	52.0	1.8	50.7	1.6	52.2	2.0	52.2	1.8	83.4	2.2
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	4.1	0.1	2.9	0.1	3.0	0.1	0.9	0.0	1.1	0.0
動植物性油脂	0.2	0.0	0.3	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.4	0.1
小計	58.7	2.1	56.8	1.7	58.9	2.2	57.6	1.9	89.0	2.4
加工品：										
化学工業製品	341.8	11.9	382.2	11.7	348.8	13.0	354.6	12.0	347.6	9.3
原材料別製品	212.5	7.4	228.4	7.0	212.2	7.9	233.0	7.9	227.6	6.1
機械類 および輸送機器類	1,886.3	65.9	1,871.3	57.3	1,532.0	57.3	1,685.4	56.9	2,079.0	55.9
雑製品：										
製品	353.5	12.4	721.1	22.1	516.9	19.3	625.8	21.1	971.4	26.1
未分類品目	8.4	0.3	6.3	0.2	5.9	0.2	5.6	0.2	6.6	0.2
小計	2,802.5	97.9	3,209.3	98.3	2,615.8	97.8	2,904.4	98.1	3,632.2	97.6
合計	2,861.3	100.0	3,266.3	100.0	2,674.7	100.0	2,962.0	100.0	3,721.2	100.0
出典：Statistics Poland										

d 外貨準備高および外国為替相場の変動

外貨準備高および金準備高

2013年には、準備高は54億ユーロ減少し、2013年末現在771億ユーロとなった。2014年には、準備高は55億ユーロ増加し、826億ユーロとなった。2015年には、準備高は43億ユーロ増加し、869億ユーロとなった。2016年には、準備高は212億ユーロ増加し、2016年末現在1,081億ユーロとなった。2017年には、準備高は135億ユーロ減少し、2017年末現在945億ユーロとなった。政府は、これらの準備高が、ポーランドの短期対外債務、および準備高における輸入カバレッジの月数に鑑みて十分であると考えている。

以下の表は、当該年度末現在のポーランドの準備高に関する一定の情報（ユーロ換算）を示している。

	外貨準備高(1) (金を除く)	金準備高 (百万ユーロ)	外貨準備高合計	外貨準備高合計に おける輸入 カバレッジの月数(2)
2013年	78,402.5	4,174.6	77,144.3	6.2
2014年	79,379.3	3,265.5	82,644.8	6.1
2015年	83,675.5	3,218.0	86,893.5	6.1
2016年	104,439.7	3,624.7	108,064.4	7.4
2017年	90,967.3	3,582.5	94,549.8	5.7

出典：NBP

注記：

- (1) IMFにおけるポーランドの外貨準備持高を含む。
- (2) 財貨輸入額平均に基づく。

為替相場政策

為替相場は、通貨バスケットに対して設定されたのちに一定率で切り下げられていた。2000年4月以降、ズウォティは概ね変動相場制に移行している。しかしながら、変動相場制は、中期的なインフレ目標を達成する上で必要となり得る国内のマクロ経済および財政の安定を確保するため必要な場合に、為替介入を行うことを排除するものではない。

以下の表は、当該年度におけるズウォティ対米ドルのNBP公定相場を示している。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
期末	3.0120	3.5072	3.9011	4.1793	3.4813
平均	3.1608	3.1551	3.7701	3.9431	3.7777

出典：NBP

以下の表は、当該年度におけるズウォティ対ユーロのNBP公定相場を示している。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
期末	4.1472	4.2623	4.2615	4.4240	4.1709
平均	4.1975	4.1852	4.1839	4.3625	4.2576

出典：NBP

(4) 【通貨・金融制度】

a 通貨・金融制度および資本市場の概要

ポーランドの銀行制度の構造および発展

2017年末現在、ポーランドには35行の商業銀行があったが、そのうち14行がポーランド資本主体で、21行が外資主体であった。また、協同組合銀行553行および外国信用組合の28支店がポーランド国内で営業を行っていた。国内銀行3行が、子会社または支店を通じて国外でサービスを提供していたものの、その活動の範囲は限定的であった。商業銀行が銀行部門の大半を占め、合計で部門全体の資産の92.6%を保有していた。銀行部門の資産のうち外資系銀行（信用組合の支店を含む。）が管理する資産の割合は、2017年6月にBank Pekao SAがポーランドの国営機関によって買収された後、45.3%に減少した。市場の集中度は中程度で、5大銀行の資産が当該部門の資産に占める割合は47.9%であった。

ポーランドの銀行部門の利益および収益性は、現在の欧州の平均と比べて安定的かつ十分に高い水準にあった。2017年末現在の総資産利益率（ROA）は年率0.78%で、これはEU平均の約2倍であった。2017年、銀行税¹等の外部要因やベース効果（2016年6月のVisa Europe売却による経常外収入）にもかかわらず、銀行部門の純利益は前年をわずかに（1.7%）下回ったのみであった。長引く低金利環境にもかかわらず、純金利マージン比率は過去2年間順調に上昇し、2017年末現在2.44%に達した。

非金融顧客への貸付は、2017年、前年比²で6.1%増加した。非金融顧客に対する貸付の増加率は、名目GDP成長率をわずかに上回り、このことが、経済または金融制度の不均衡を生じさせることなく持続可能な経済成長を支えた。法人への貸付は、主に投資金融における13.2%の力強い成長に後押しされ、前年比で8%増加した。消費者金融は、前年比で7.4%増加した。住宅資金貸付は、前年比で3.4%増加し、うちズウォティ建て住宅資金貸付は前年比で10.6%増加し、外貨建て住宅資金貸付は前年比で7.7%減少した。2011年以降、新規住宅資金貸付のほとんどすべてがズウォティ建てである。そのため、外貨建て住宅資金貸付が住宅資金貸付残高の合計に占める割合は減少し続けており、（2009年には過去最高水準の70%超であったのに対し）2017年には34%となった。非金融部門への貸付の対GDP比率は安定しており、2017年には約50%に達した。当該比率は、2008年末以降、約5%ポイント上昇している。

ポーランドの銀行部門の資産の質は、法人部門および労働市場の好調に支えられ、比較的高い水準を保ち、徐々に向上している。不良債権比率は、2016年12月現在の7.1%から、2017年12月現在で6.8%まで低下した。住宅資金貸付ポートフォリオは、不良債権比率2.8%で他の貸付ポートフォリオの実績を上回った。引当金による不良債権のカバー率（住宅資金貸付不良債権については60%、企業向け貸付不良債権については51%）は、貸付の平均証券化比率および不良債権の市場価格に鑑みて十分と考えられる。

1 銀行税は、2016年2月から実施されている。毎月0.0366%の税率が、総資産額から40億ズウォティ、長期国債の額、自己資金の額および（関連銀行を有する銀行の場合）関連協同組合銀行の預金額を控除した課税基盤に適用される。

2 本段落の貸付額の変動に関するすべてのデータは、為替換算調整済みである。

ポーランドの銀行部門は、十分な自己資本を保っている。2017年9月30日現在、平均総資本比率（TCR）は18%、Tier 1比率は16.5%であった。ポーランドの銀行部門のTier 1比率はEU平均（2017年6月現在15.7%）に近い水準を保ったものの、ポーランドの銀行は、より保守的なリスク・ウェイトを適用しているため、実際には自己資本がより充実している。ポーランドの総資産に占めるリスク・アセットの比率は、EU平均を大幅に上回った（2017年6月現在、36.8%に対して60.5%）。そのため、ポーランドの銀行の平均レバレッジ（自己資本に対する資産の比率）は、EU平均が15.5であったのに対し、約9.3であった。

ポーランドの銀行の資金および流動性は、引き続き良好な状態にあった。銀行はその資金構造において、金融部門非居住者に対する外貨建て債務の代わりに現地の資金源（主に非金融部門の預金）が占める割合を増加させている。預金の増加率は、依然として高い水準（2017年12月現在、前年比で5%増）にあった。預貸率は、緩やかな減少傾向にあり、2017年12月現在93.9%であった。一方で、金融部門非居住者に対する銀行制度の負債総額（うち70.3%が外貨建て）は減少傾向にあり、銀行資産のうち（2009年初めには過去最高水準の約20%であったのに対し）10.4%となった。

ポーランド国立銀行

NBPはポーランドの中央銀行であり、憲法、1997年8月29日付ポーランド国立銀行法（「NBP法」）および1997年8月29日付銀行法（「銀行法」）により権限を与えられている。これらの法律は、EU基準に合致している。欧州連合法、ポーランド共和国憲法およびNBP法はいずれも、中央銀行の信頼性にとって極めて重要な、NBPの独立性を裏付けている。憲法に基づき、NBPは貨幣の発行および金融政策の策定・実施について独占権を有している。NBPは、NBP法に従い、国家に銀行業務を提供している。NBPは政府の財務代理人として行為することがあるものの、国庫の義務について責任を負うものとは見なされない。またNBPは、銀行制度の整備に必要な条件の策定について責任を負う。2015年のNBP法改正以降、NBPは、金融制度を安定させるとともに、金融部門のシステミック・リスクを軽減または排除する任務を与えられている。

NBPは、大統領、MPCおよび理事会の3つの管理主体を有している。NBP総裁は、ポーランド共和国大統領の要請を受けて下院がこれを任命し、その任期は6年間で、解任の可能性は厳しく制限されている。アダム・グラピンスキ氏は、2016年6月10日に下院によってNBP総裁に正式に任命され、下院への忠誠の宣誓を行った後、同年6月21日に同職に就任した。NBP総裁は、NBPの他の2つの管理主体の議長、およびマクロ健全性の監督の分野に関して金融安定委員会の議長も務める。NBP法に基づき、総裁の権限は、MPCおよびNBP理事会の権限とは切り離されている。

金融政策に関する意思決定は、MPCがこれを行う。憲法およびNBP法によると、MPCは、年次の金融政策ガイドラインを策定し、これを閣僚会議が提出する予算案とともに下院に提出する。当該ガイドラインに基づき、MPCは、金融政策に関する意思決定、とりわけ金利、法定準備率および準備金の利率について意思決定を行う。さらに、憲法により、MPCは、各会計年度終了後5ヶ月以内に、金融政策上の目標に対する成果について下院に報告書を提出しなければならない。MPCはまた、インフレの動向に影響を与えたマクロ経済の状況に関するMPCの評価を示すインフレ報告書を、年3回発表している。

MPCは、議長であるNBP総裁と、NBP外部から集められた9名の委員で構成される。委員は、任期を6年間として、ポーランド大統領、下院および上院がそれぞれ同数を任命する。現職の委員のうち8名および議長の任期は、2016年に開始し、残る1名の任期は2013年に開始した。

ズウォティの為替レートの設定に関する指針は、閣僚会議がMPCと協議の上でこれを決定する。NBP理事会は、為替相場政策に関する任務を実施する。NBPは、外国通貨の最新の為替レート仲値およびその他の種類の外国為替レート（外国通貨の取引価格等）を公表するほか、公的外貨準備を保有および管理し、また銀行業務ならびに外国為替操作の安全および国際決済の流動性を確保するためのその他の措置を講ずることで、中央外国為替当局としての役割を果たす。

NBP理事会の主な責任には、MPCによる決議事項の履行、公開市場操作の監督、為替政策に関する任務の実施およびポーランドの金融制度の安定性の分析が含まれる。理事会は、NBP総裁と、6名から8名の委員（うち2名が副総裁）で構成される。NBP法に定められた財政の安定に関するNBP理事会の権限に従い、NBPは、半年毎に財政安定に関する報告書を作成している。これは、特に銀行部門に関する国内金融制度の弾力性を、潜在的なまたは実際の金融およびマクロ経済に関するショックに照らして分析するものである。同報告書は、主に金融機関から直接受領し、NBP独自の量的・質的調査によって裏付けられたデータに基づく金融およびマクロ経済に関する広範な指標を考慮に入れている。

資本市場

ワルシャワ証券取引所（WSE）

1991年、ポーランドはWSEを開設した。WSEは、主要市場を運営すると同時に、2007年8月に設立された中小企業向けの代替市場であるNewConnectの運営も行っている。WSEは2010年11月に株式公開を行い、ワルシャワにおいて上場した。

2009年9月、WSEは、ポーランドにおいては初となり、中欧および東欧でも類を見ない債務証券に関する組織的市場であるCATALYSTを開始させた。このシステムにより、社債および地方債の発行および取引が円滑化され、最適化される。また、WSEの子会社であるBondSpot S.A.は、長期国債および短期国債の売買に特化したホールセール市場であるTreasury BondSpot Polandの運営会社である。

2018年1月現在、WSEには479社（国内の429社および国外の50社）が上場しており、ポーランド法に基づき営業を行っている計60社の投資会社のうち、12社は証券取引業務を行う銀行であり、その他は独立系である。2018年1月現在、2,990名の公認の証券ブローカー、383名の商品取引ブローカーおよび666名の公認の投資アドバイザーが存在する。

外国投資家は、WSEにおいて国内投資家と同一条件で取引を行い、取引利益を外貨で自由に送金することができる。

以下の表は、当該期間の各期末現在のWSEの株式に関連する特定の指標を示したものである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
時価総額(1)					
(百万ズウォティ)	840,780	1,252,958	1,082,862	1,115,719	1,379,857
(百万ユーロ)	202,734	293,963	254,193	252,196	330,829
(対GDP比率)	51	73	60	60	-
出来高(百万ズウォティ)(2)	256,147	232,864	225,287	202,293	260,979
WIG指数	51,284	51,461	46,467	51,754	63,746
平均株価収益率	15.8	29.9	18.3	17.3	28.5
配当利回り	3.6	3.1	2.3	3.4	-
上場企業数					
主要市場	450	471	487	487	482
NewConnect	445	431	418	404	408

出典：財務省、NBP、WSE

注記：

- (1) 国内企業および外国企業を含む。
(2) 株式の立会および市場外（大口取引）による株式取引を含むワンサイド（シングル・カウント）の出来高。

投資ファンド

2017年末現在、ポーランド金融監督庁（PFSA）は905の投資ファンドを運用している63のファンド運用会社に許可を付与した。ポーランドの投資ファンドが運用する資産額は、2017年12月現在3,186億ズウォティ（740億ユーロ）であった。

年金基金

2017年12月末までに、関係監督当局は、11のオープン型年金基金を運用している11のファンド運用会社に許可を付与した。ポーランドのオープン型年金基金が運用する資産額は、2017年12月31日現在1,795億ズウォティ（430.4億ユーロ）に達した。

国庫証券

ズウォティ建て長期国債および短期国債は国庫により通常の入札方式で取引されている。国内の発行市場はプライマリー・ディーラーの役割を果たす特定の銀行グループが中核を成している。

以下の表は、当該期間における国内市場での国庫証券の販売に関する特定の情報を記載したものである。

(単位：十億ズウォティ(名目))

	2017年 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年
国庫証券の総販売額					
長期国債	41.3	30.1	16.1	35.2	122.7
短期国債	6.0	0	0	0	6.0
合計	47.3	30.1	16.1	35.2	128.6
国庫証券の純販売額					
長期国債	23.7	9.7	(4.4)	(1.0)	28.0
短期国債	6.0	0	(6.0)	0	0
合計	29.7	9.7	(10.3)	(1.0)	28.0
出典：財務省					

長期国債の取引は、OTC市場（規制対象外）、Treasury BondSpot Poland電子プラットフォーム、ならびに規制市場であるWSEおよびBondSpot S.A.の3つの流通市場で行われている。2017年中、長期国債は主に規制対象外のOTC市場（総取引高の95.1%）において取引され、長期国債の総取引高のうちTreasury BondSpot Poland電子プラットフォームおよびWSEにおける取引高の割合は、それぞれ4.9%および約0.01%であった。2017年12月末時点の国庫債務の主な所有者は、外国人投資家が4,718億ズウォティ（50.8%）、国内の銀行部門が2,573億ズウォティ（27.7%）、国内の非銀行部門の投資家が1,988億ズウォティ（21.4%）であった。

市場性のある対内債務の償還までの平均年限（ATM）は、2016年12月末の4.36年から2017年12月末には4.49年まで増加した。全国庫債務のATMは、5年以上にわたって安全な水準に保たれている。市場性のある対内債務の更新までの平均年限（ATR）およびデュレーションは、それぞれ2016年12月末現在の3.35年および3.07年から、2017年12月末現在の3.33年および3.04年まで減少した。対外債務の金利リスクの水準は、外貨建て債務返済コストの金利変動に対する感応度が限定的（2017年12月末現在のATRおよびデュレーションがそれぞれ4.92年および4.48年）であることから、コスト最小化を脅かすものではない。

保険市場

2017年12月31日現在、ポーランドの保険会社の総資産は約1,966.2億ズウォティで、生命保険部門の資産は約1,047.0億ズウォティであった。同日現在、その他保険部門の資産は919.2億ズウォティであった。保険会社の投資先は主に債務証券およびその他の確定利付証券（39.27%）、次いで投資ファンドの株式、参加持分およびその他変動利回り債券、ユニットおよび投資証書（11.32%）、子会社の株式または参加持分（9.70%）ならびに信用組合預金（2.43%）である。保険会社の投資全体の34.42%は、保険契約者が投資リスクを負う生命保険部門の純資産であった。

PFSAのデータによると、2017年12月31日現在、総計上保険料で最大の市場シェアを有するのは、PZU S.A.（19.96%）であり、次いでPZU Zycie S.A.（13.73%）、STU Ergo Hestia S.A.（8.72%）およびTUiR Warta S.A.（8.21%）であった。2017年12月31日現在、外国人投資家が運営する保険会社の数は40社（2016年12月31日および2015年12月31日にはそれぞれ42社および41社）であった。

保険市場における対内直接投資は、2016年12月31日および2015年12月31日にはそれぞれ40.0億ズウォティおよび39.3億ズウォティであったのに対して、2017年12月31日現在では40.1億ズウォティであった。外国資本は、2016年末現在および2015年末現在ではそれぞれポーランドの保険会社の自己資本総額の65.30%および70.25%であったのに対して、64.42%を占めた。2017年12月31日現在、ポーランドにおいて営業を行っている認可された保険会社は61社あり、うち27社が生命保険会社、34社がその他保険会社（再保険会社1社を含む。）であった。

b マネー・サプライおよび公定歩合

金融政策

NBPの金融政策の主要な目標は、持続的な経済成長をもたらす物価の安定（すなわち低いインフレ率）の維持である。NBPは、物価の安定の維持に努めると同時に経済において不均衡が蓄積するリスクを制限する方法により、金融政策を実施している。金融政策の戦略は、変動相場制による物価の安定の追求に基づいている。変動相場制において、MPCは、中期的なインフレの数値目標を定めており、また、定例会議を行って経済状況および経済の見通しについて協議し、物価の安定に対するリスクを分析した上でこれに応じて金融政策のスタンスを調整している。NBPが用いる主な手段は、短期金利である。

2004年以降、中期的なインフレ目標は2.5%（対称許容偏差は±1%ポイント）に設定されている。目標値は、中期的な視点でのCPIの年間増加率として定められている。また、MPCは毎年、金融政策指針を発表することにより、翌年の金融政策の概要を提示する。かかる概要は、中期的戦略と一致している。2.5%の中期目標の導入以降、ポーランドにおけるCPIの平均インフレ率は2.0%となっている。2017年初め以降、CPIインフレ率はNBPの目標値をわずかに下回って推移し、2017年11月に目標値に達した後、2017年12月に2.1%まで低下した。消費者物価の上昇率は食料およびエネルギーの価格上昇に支えられた一方で、コア・インフレは2017年を通じて1%弱の低水準に留まった。NBPの2017年11月付けインフレ報告書によると、CPIインフレ率は、今後数年間にわたって目標値に近い水準に保たれる見通しである。2015年3月以来、MPCはNBPの金利を変更しておらず、NBPの基準金利は1.5%で維持されている。

マネー・サプライ

2017年において、広義のマネー・サプライの上昇率（年率）は名目上で4.6%、実質上で2.5%であった。

以下の表は、当該期間の通貨集計量に関する数値を記載している。

(単位：百万ズウォティ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
現金流通通貨	114,403.2	130,029.9	149,715.6	174,401.2	184,478.4
要求払預金	441,432.1	476,252.7	542,408.9	640,902.8	721,880.0
狭義の通貨(M1)	555,835.3	606,282.7	692,124.4	815,304.0	906,358.4
定期預金	404,509.6	438,270.2	453,134.4	440,907.8	406,473.5
レポ取引	12,277.5	10,350.3	7,267.1	6,238.6	6,478.3
2年未満の満期の債務証券	6,285.8	4,112.0	2,466.7	3,211.1	5,073.1
広義の通貨(M3)	978,908.2	1,059,015.3	1,154,992.6	1,265,661.7	1,324,383.3
年変化(%)					
広義の通貨(名目)	6.2	8.2	9.1	9.6	4.6
広義の通貨(CPI調整後)	5.5	9.3	9.6	8.7	2.5

出典：NBP

ポーランドの通貨統計は欧州中央銀行の要件に従っているため、これらの統計は同様の方法を用いて他の国により提供された統計と直接比較することができる。

金融政策の実施

所定のインフレ目標を達成する上で、NBPの金利水準は、ポーランドの金融政策の主要な手段である。MPCは、金利水準を設定することにより、短期金融市場金利の水準に影響を及ぼす。

NBPの基準金利は金融政策の一般的な方向性を反映している。NBPの基準金利は、公開市場操作で得られる利回りを決定する。ポーランドの銀行部門における流動性過剰により、公開市場操作は銀行間市場からこの過剰な流動性を吸収する方法で行われている。NBPの公開市場操作は、ポーランド翌日物金利レート（POLONIA）をNBPの基準金利水準に保つように行われている。

- ・ 主要な操作は、週次で、NBP証券を7日の満期で発行する形式により行われる。買付期間中は、NBPの基準金利を水準とする固定金利が適用される。NBP証券の定期的な発行は、中央銀行による銀行部門における流動性の調整を可能にし、（上述した）金融政策の運営上の目標を達成する上で極めて重要な役割を果たす。

- ・ 調整的操作は、場合により短期金融市場金利の変動を制限する目的で実施される。これには、流動性を吸収する操作（NBP証券の発行、リバース・レポ取引等）または流動性を提供する操作（NBP証券の期限前償還、レポ取引等）が用いられる。かかる操作の満期および利回りならびに具体的な実施方法は、銀行部門の実勢によって異なる。
- ・ 構造的操作は、場合により銀行部門の長期的な流動性構造に影響を与える目的で実施される。中央銀行は、必要に応じて債券の発行や流通市場における有価証券の購入または売却等の構造的操作を実施することができる。

必要準備預金制度は、金融政策の運営上の目標の追求を支え、短期市場の金利の安定に寄与している。必要準備預金制度の条件は、銀行および信用組合に関して一律である。

NBPが適用する預金準備率は以下のとおりである。

- ・ レポ取引および買戻条件付売却取引による資金ならびに2年以上の期間で取得された資金に関しては0.0%
- ・ 銀行口座内のズウォティ建て資金および外貨建て資金、有価証券の発行による資金に関しては3.5%

銀行および信用組合は準備預金期間中、NBPにおける口座の平均預金残高を必要準備預金以上の水準に維持しなければならない。2018年1月1日以降、必要準備預金額は0.5%で付利されている。

NBPの提供する常設ファシリティは、銀行部門の流動性の安定化により翌日物金利の変動性を制限する目的で設けられている。

以下の表は、NBPが2011年以降設定した金利の詳細とその変動を示している。

(%)

効力発生日	ロンバード ・レート	基準金利	預金金利
2011年1月20日	5.25	3.75	2.25
2011年4月6日	5.50	4.00	2.50
2011年5月12日	5.75	4.25	2.75
2011年6月9日	6.00	4.50	3.00
2012年5月10日	6.25	4.75	3.25
2012年11月8日	6.00	4.50	3.00
2012年12月6日	5.75	4.25	2.75
2013年1月10日	5.50	4.00	2.50
2013年2月7日	5.25	3.75	2.25
2013年3月7日	4.75	3.25	1.75
2013年5月9日	4.50	3.00	1.50
2013年6月6日	4.25	2.75	1.25
2013年7月4日	4.00	2.50	1.00
2014年10月9日	3.00	2.00	1.00
2015年3月5日	2.50	1.50	0.50

出典：NBP

中央銀行の貸借対照表

2017年12月31日現在

資産の部	(単位：千ズウォティ)
1. 金および金準備高	14,942,147.1
2. 対非居住者外貨建債権	379,434,903.9
2.1. IMFに対する債権	3,374,388.1
2.2. 外国機関、証券、対外融資およびその他の外国資産の残高	376,060,515.8
3. 対居住者外貨建債権	0.0
4. 対非居住者国内通貨建債権	0.0
5. 金融政策オペに関連したその他の国内の通貨金融機関に対する国内通貨建債権	0.0
5.1. 主要な借換え業務	0.0
5.2. 長期借換え業務	0.0
5.3. 調整的業務	0.0
5.4. 構造的業務	0.0
5.5. 限界貸出ファシリティ	0.0
6. その他の国内の通貨金融機関に対するその他の国内通貨建債権	529.0
7. 居住者発行の国内通貨建証券	0.0
8. 一般政府に対する国内通貨建債権	0.0
9. 決済中の科目	0.0
10. その他の資産	1,443,867.6
10.1. 有形および無形固定資産	915,063.0
10.2. その他の金融資産	265,901.7
10.3. オフバランスの金融商品の再評価差益	23,022.7
10.4. 未収金および前払い費用	33,156.3
10.5. 雑資産	206,723.9
資産合計	395,821,447.6

負債の部	(単位：千ズウォティ)
1. 流通銀行券および貨幣	198,715,915.2
2. 金融政策オペに関連したその他の国内の通貨金融機関に対する国内通貨建債務	128,003,831.0
2.1. 当座預金(最低準備金を含む。)	28,301,807.1
2.2. 預金ファシリティ	5,278,903.9
2.3. 固定金利預金	0.0
2.4. その他の金融政策オペ	94,423,120.0
3. その他の国内の通貨金融機関に対するその他の国内通貨建債務	471,354.0
4. その他の居住者に対する国内通貨建債務	7,581,248.1
4.1. 一般政府に対する債務	7,560,576.7
4.2. その他の債務	20,671.4
5. 非居住者に対する国内通貨建債務	2,862,039.9
6. 居住者に対する外貨建債務	19,304,330.0
7. 非居住者に対する外貨建債務	29,178,544.7
8. IMFに対する債務	6,485,630.0
9. 決済中の科目	0.0
10. その他の債務	226,796.1
10.1. オフバランスの金融商品の再評価差損	13,681.4
10.2. 未払い費用および前受け収益	113,940.2
10.3. 雑負債	99,174.5
11. 将来の債務に対する引当金	133,784.0
12. 再評価勘定	13,223,338.0
13. 資本および準備金	2,967,483.8
13.1. 授權資本	1,500,000.0
13.2. 資本準備金	1,467,483.8
13.3. 準備金	0.0
14. 損益	(13,332,847.2)
14.1. 今年度損益	(2,524,935.6)
14.2. 繰越損益	(10,807,911.6)
負債合計	395,821,447.6

出典：NBP

(5) 【財政】

財政制度および税制

ポーランドの財政制度は、国家予算、地方予算、予算外ユニット、国家機関その他の機関で構成され、中央、地方および社会保障の3つのサブセクターに分けられている。一般政府部門（欧州版国民経済計算体系2010（「ESA2010」）の定義のとおり。）に比べると部門分けおよび会計処理方法にいくつか相違点がある。

ポーランドが用いる方式は、以下の2点においてESA2010と大きく異なる。

- ・ ESA2010の下では歳入および歳出は発生主義に基づき算出される一方、ポーランドの方式は現金主義による。
- ・ 両方式間では公共部門の定義の範囲が異なる（例：ポーランドの方式では国立商業銀行（BGK）の年次報告に基づき設けられた基金（すなわち国道基金および鉄道基金）および銀行保証基金（BGF）は除外されるが、ESA2010では含まれる。）。

ポーランドの財政政策は、国内法およびEU法の規定に含まれる以下の制限の範囲内で実施されている。

- ・ 2009年8月27日付国家財政法に含まれる歳出安定化規則に基づく、翌年の国家予算歳出の上限
- ・ 一般政府の名目上の財政赤字（GDP比3%）および一般政府債務（GDP比60%）の基準値、ならびにGDP比マイナス1%の中期財政目標

政府の主要目標である持続可能な財政の実現には、財政政策の制度的枠組みのさらなる強化が必要となる。そのため、ポーランドは、2013年に歳出安定化規則（「SER」）を採用した。後記「歳出安定化規則」の項を参照のこと。この規則は、2014年の国家予算を策定する過程において、補助的な方法で用いられ、正式には2015年の予算から導入された。SERは、一般政府の過剰財政赤字の削減および財政再建の一助となっている。

2017年の財務実績

2017年の一般政府財政赤字はGDP比1.7%で、2016年から0.6%ポイント減少した。これは、GDPに対する歳入の変化率（2016年から0.8%ポイント増加してGDP比39.6%となり、うち税収は0.4%ポイント増加した。）が歳出の変化率（0.1%ポイントの増加でGDP比41.2%に止まった。）を上回ったことによるものであった。2017年におけるプラスの動向の主な要因は、主に税収および社会保障拠出金の増加による一般政府歳入の獲得であった。こうしたプラスの傾向は、マクロ経済的基礎の向上（GDP成長率および力強い労働市場）のほか、政府が租税回避を阻止するために実施した数々の措置の結果であった。

中央政府はGDP比3.8%の財政赤字を計上した一方、社会保障サブセクターは2.0%の財政黒字を計上し、地方政府も0.1%の財政黒字を計上した。サブセクターの結果には、国家予算から社会保障基金への貸付を帳消しにする1回限りの運用が含まれており、これは一般政府収支には影響しないものの、サブセクターには影響する（かかる帳消しは、GDP比2%の歳出を中央政府サブセクターに関して計上し、同額の歳入を社会保障基金に関して計上することを意味する。）。

2017年全体の一般政府収支（ESA2010）は、名目値でマイナス329.5億ズウォティ、プライマリー・バランスでマイナス18億ズウォティとなった。一般政府歳入（ESA2010）は、前年から8.8%増加し、7,840億ズウォティとなった。

2017年、一般政府歳出は、前年から6.9%増加し、8,170億ズウォティとなった。歳出の増加の主な要因は、EU基金の利用促進に関連して総固定資本形成が急増（前年比21.9%増）した一方で、社会給付が増加（主にファミリー500+プログラムが12ヶ月間運用されたことにより、前年比5.7%増）したことであった。

一般政府収支

以下の表は、当該年度の一般政府収支（ESA2010に基づき算出）を示している。

(対GDP比率(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一般政府収支	(4.1)	(3.6)	(2.6)	(2.3)	(1.7)
中央政府	(3.7)	(2.3)	(2.2)	(2.5)	(3.8)
地方政府	(0.2)	(0.2)	(0.0)	0.2	0.1
社会保障基金	(0.3)	(1.1)	(0.4)	(0.1)	2.0

(単位：百万ズウォティ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一般政府収支	(68,146)	(62,338)	(47,632)	(43,642)	(32,953)
中央政府	(60,494)	(39,790)	(39,831)	(46,474)	(75,097)
地方政府	(3,023)	(3,782)	80	4,601	1,543
社会保障基金	(4,629)	(18,766)	(7,881)	(1,769)	40,601

出典：Statistics Poland

以下の表は、ポーランドの方式による当該年度の国家予算歳入および歳出を示している。

	2014年	2015年	2016年	2017年(1)	2018年(2)
(以下において、別段の記載がない限り十億ズウォティ単位)					
歳入合計	283.5	289.1	314.7	350.5	355.7
歳出合計	312.5	331.7	360.8	375.9	397.2
収支	(29.0)	(42.6)	(46.1)	(25.4)	(41.5)

	2014年	2015年	2016年	2017年(1)	2018年(2)
(以下において、対GDP比率(%))					
歳入合計	16.5	16.1	16.9	17.7	16.9
歳出合計	18.2	18.4	19.5	19.0	18.9
収支	(1.7)	(2.4)	(2.5)	(1.3)	(2.0)

出典：財務省、中央統計局

注記：

(1) 2017年予算法執行見込額

(2) 2018年予算法（GDPは2018年アップデート版収斂プログラムに基づく。）

以下の表は、当該年度の地方政府の歳入および歳出の合計に係る一定の情報を示している。

	(単位：百万ズウォティ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
歳入合計	183,458	194,337	199,019	213,669	229,747
歳出合計	183,839	196,754	196,415	206,035	229,716
収支	(380)	(2,417)	2,604	7,634	31

出典：財務省

予算手続

政府の会計年度は暦年である。憲法に基づき、閣僚会議は、各会計年度初めの少なくとも3ヶ月前に下院に予算案を提出しなければならない。その後予算案は、通常の立法手続を経る。予算案が各会計年度の開始前に下院および上院で承認されない場合には、政府は法律により、予算が採択されるまで予算案に基づき国家財政を運営する権限を有する。閣僚会議が下院に予算案を提出後4ヶ月以内に、議会が予算案に合意せず、またこれを署名のために大統領に提出しない場合には、大統領は議会を解散することができる。

2018年予算法

2018年予算法は、2018年1月29日に大統領によって署名された。2018年予算法は、国家財政赤字を415億ズウォティと想定しており、国家予算歳入は3,557億ズウォティ、国家予算歳出は3,972億ズウォティと見積られている。また、予算では、実質GDP成長率は3.8%と予想されている。

歳出安定化規則（SER）

SERは、中期的に名目上の一般政府収支を中期財政目標（現在の目標はGDP比1%の構造的財政赤字）（MT0）の水準で安定させ、かつ公債を予め定められた限度内で安定させることで国内財政の持続可能性を確保することを目的としている。同時に、SERは、とりわけ厳しい景気減速の状況下における財政政策の過剰な引き締めや、良好な経済状況下における過剰な緩和を防ぐものである。

SERは、国家財政法の改正により2013年末に施行され、2015年の予算手続から効力を生じた。SERの導入およびこれに伴う国内財政枠組みの変化により、加盟国における予算の枠組みの要件に関する2011年11月8日付欧州理事会指令2011/85/EUの遵守が確保された。かかる指令は、加盟国に対し、数値的な財政規則の使用を義務付けるものである。

SERの下では、許容される歳出の水準は、中期実質GDP成長率にCPIインフレ率（MPCの目標値）を乗じた率により上昇する。さらに、この方式には、可処分所得基準の変化の予測および財政の不均衡に関する自動修正メカニズムが含まれている。中期実質GDP成長率は、8年を基準に、6年の回顧期間を設けて計算される。許容される歳出水準の計算に歴史的な回顧の要素を組み込むことで、SERの方式は、当年度の経済実績のみに基づく計算によって生じる景気循環増幅的な財政政策に伴うリスクを軽減する一助となる。この方式における修正は、財政の不均衡が存在する場合に適用される。不均衡とは、一般政府財政赤字がGDP比3%を超えること、国の公債水準（財政法第38条aに基づき算出されたもの）がGDP比43%もしくは48%を超えること、またはMT0と名目上の一般政府財政収支との累積偏差がGDP比6%に満たないかもしくはGDP比6%を超えることと定義される。

SERが不適用となるのは、戒厳令の発動、非常事態または国内全域に及ぶ自然災害などの限られた場合のみである。

SERにより規定される歳出の水準は、一般政府部門の約90%の歳出を対象とするものであり、これにはEUの定義により一般政府部門に含まれるBGKおよびBFGの資金が含まれるが、以下の項目は除外される。第一に、歳出の水準の計算においては、EU資金の予算支出ならびにEUおよびEFTA加盟国からの返還不要の資金援助により賄われる歳出は除外される。また、多額の赤字を生み出す可能性のない行政機関の費用も計算から除外される。

その結果、歳出の水準については、2つのグループの一般政府部門機関がその対象となる。第1のグループには、国家予算、社会保険基金、労働基金、年金および退職基金、つなぎ手当基金ならびにBGKに設立、委託または譲渡された基金が含まれる。第2のグループは、健康保険基金、BGF、地方政府ユニットおよびその関連団体ならびに国家財政法第139条第2号に言及される組織からなる。歳出の制限を遵守するために、グループ2に含まれる組織の歳出予想額は歳出総額から控除される。

上述したSERの遵守は、国家の独立した監査機関であり、独立財政機関（IFI）としての役割を果たす最高監査院（NIK）により監視されている。

以下の表は、当該年度の名目上の歳入および対GDP比率を示している。

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年(1)
名目上の歳入	(以下において、百万ズウォティ単位)				
税収	254,781.0	259,673.5	273,138.4	315,527.4	331,672.6
VATおよびその他間接税	187,067.4	187,266.5	193,740.3	226,702.7	237,914.0
法人税	23,266.2	25,813.4	26,381.4	29,758.5	32,400.0
所得税	43,022.0	45,040.0	48,232.4	52,668.0	55,500.0
税外収入	27,231.9	27,710.3	40,131.3	33,671.7	21,908.7
配当金	4,213.5	6,351.2	2,814.7	2,427.4	2,248.0
中央銀行からの移転	0.0	0.0	7,862.0	8,740.9	0
関税	2,440.7	2,929.2	3,177.8	3,555.7	3,787.0
支払金、手数料、利息およびその他	18,149.5	16,534.6	24,044.9	16,825.2	13,611.3
地方自治体からの支払い	2,428.2	1,895.3	2,231.9	2,122.4	2,262.4
EUからの収益およびその他返済不要資金	1,529.9	1,753.0	1,413.9	1,485.6	2,124.1
歳入合計	283,542.7	289,136.7	314,683.6	350,414.7	355,705.4

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年(1)
	(以下において、歳入の対GDP比率(%))				
税収	14.8	14.4	14.7	15.9	15.8
VATおよびその他間接税	10.9	10.4	10.4	11.4	11.3
法人税	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5
所得税	2.5	2.5	2.6	2.7	2.6
税外収入	1.6	1.5	2.2	1.7	1.0
配当金	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1
中央銀行からの移転	0.0	0.0	0.4	0.4	0
関税	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
支払金、手数料、利息およびその他	1.1	0.9	1.3	0.8	0.6
地方自治体からの支払い	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
EUからの収益およびその他返済不要資金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
歳入合計	16.5	16.1	16.9	17.7	16.9

出典：財務省、中央統計局

注記：

(1) 2018年予算法（GDPは2018年アップデート版収斂プログラムに基づく。）

以下の表は、当該年度の家計予算の名目上の歳出に関する一定の情報および対GDP比率を示している。

	2014年	2015年	2016年	2017年(5)	2018年(6)
	(以下において、百万ズウォティ単位)				
補助金(1)	5,772	5,066	6,774	6,880	7,664
社会保険	69,145	82,042	84,607	80,832	85,208
予算範囲の経常支出	110,898	117,487	142,622	165,078	166,159
債務返済および保証(2)	34,456	29,169	32,056	29,800	30,700
資本的支出(3)	15,254	20,056	17,701	23,156	21,177
地方当局への補助金(4)	50,905	51,049	52,739	54,289	56,445
EUからの自己資金	17,260	18,196	19,168	15,795	19,644
EU事業における協調融資	8,830	8,679	5,176	8,943	10,201
国家予算歳出合計	312,520	331,743	360,843	384,774	397,197
	2014年	2015年	2016年	2017年(5)	2018年(6)
	(以下において、歳出の対GDP比率(%))				
補助金(1)	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4
社会保険	4.0	4.6	4.6	4.1	4.1
予算範囲の経常支出	6.4	6.5	7.7	8.3	8.1
債務返済および保証(2)	2.0	1.6	1.7	1.5	1.5
資本的支出(3)	0.9	1.1	1.0	1.2	1.0
地方当局への補助金(4)	3.0	2.8	2.8	2.7	2.7
EUからの自己資金	1.0	1.0	1.0	0.8	1.0
EU事業における協調融資	0.5	0.5	0.3	0.5	0.5
国家予算歳出合計	18.2	18.4	19.5	19.4	19.3

出典：財務省

注記：

- (1) 企業への補助金
- (2) 債務返済は対外債務および対内債務を含む。
- (3) 資本支出は投資および出資を含む。
- (4) 地方政府への一般補助金
- (5) 2017年修正予算（2017年予算執行見込額における国家予算歳出総額：3,758.68億ズウォティ）
- (6) 2018年予算法

国家財政赤字へのファイナンス

2017年予算法において、ポーランドの2017年の財政赤字は593億ズウォティ、借入れ必要額（純額）は790億ズウォティ、総借入れ必要額は1,785億ズウォティと見積られた。実際の財政赤字はこれらを下回り、暫定データではそれぞれ254億ズウォティ、263億ズウォティおよび1,172億ズウォティとなった。2017年における借入れ必要額は主に国内市場における長期国債の発行（94%）および国外市場における長期国債の発行（6%）により賄われた。世界銀行およびCEBからも追加的な資金調達（0.2%）が行われた。

2017年に行われた国内市場における資金調達は、主に入札方式による長期国債の販売によるものであった。国庫証券の販売全体のうち、中期的な長期国債（5年物）が43%、長期的な長期国債が38%、短期的な長期国債（2年物まで）および短期国債の発行が13%を占めた。長期国債の個人投資家向け販売は6%を占めた。2017年の国内市場における正味の資金調達は主に、国内の銀行および国内の非銀行部門から得たもので、外国人投資家の役割はそれよりも小さいものであった。国外市場における資金調達は、ユーロ建ての長期国債の発行により行われた。2017年11月30日現在、ユーロ建て、米ドル建て、日本円建て、スイス・フラン建ておよび中国人民元建ての債務はそれぞれ国庫債務総額の23.5%、5.2%、1.0%、1.0%および0.2%を占めた。また2017年12月31日現在、国庫債務の償還までの平均年限は5.15年で、外貨建て債務の割合は30.06%であった。

2018年予算法に基づく2018年の財政赤字は415億ズウォティと予測され、借入れ必要額（純額）および総借入れ必要額はそれぞれ633億ズウォティおよび1,817億ズウォティと見込まれている。これまでと同様に、資金調達の手続は、国庫の主要な戦略目的に従っており、市場、通貨および金融商品の種類の選択に関して柔軟性を提供している。資金調達は、国内長期国債市場を通じて行われるものが最大の割合を占める見込みであり、資金調達の構造は市況に左右される（短期国債の発行も計画されている。）。2018年2月14日現在、2018年の総借入れ必要額の43%の調達が既に完了しており、これらは主に2017年中に事前調達されたものである。

歳入

国家の主な財源は税収である。ポーランドの税制を構成している主要な税金は、付加価値税（「VAT」）、法人税（「CIT」）、所得税（「PIT」）および物品税である。また、地方当局またはこれを代理して行為する税務署が直接徴収する地方税もある。地方税には、農業税、森林税、不動産税および自動車税が含まれる。

付加価値税（VAT）

ポーランドにおける財とサービスの供給およびその他の活動に対して課せられるVATは、付加価値税の共通制度に関する欧州理事会指令2006/112/ECの規制に準拠する。2011年1月1日以降適用されるVAT税率は、以下のとおりである。

- 23.0%（標準税率）
- 軽減税率
 - 8.0%（特定の食料品、薬品、旅客輸送、レストランサービス業、社会住宅計画の対象となる新築住居構造および住宅建築業等に適用される。）
 - 5.0%（特定の未加工の農産物、書籍および定期刊行専門書等に適用される。）
 - 0%（輸出ならびにEU内での輸入財および一定のサービス（海外輸送等）に適用される。）

さらに、教育サービス、医療および社会福祉サービス、金融サービス等の特定のサービスは、VATを（投入税を控除する権利なしに）免除されている（一部を除く。）。

法人税

CITは、特定の事業体（主に法人）の所得に対して19.0%の定率で課せられている。二重課税防止条約に特段規定されていない限り配当金には19.0%の源泉徴収税が課せられるが、配当金がポーランド居住者である企業がEU／欧州経済地域（EEA）加盟国またはスイスにおいて法人税を課せられる事業体に支払うものであり、かつ（保有、関与等に関する）特定の要件が満たされれば、源泉徴収税は免除される。

二重課税防止条約において特段規定されていない限り、外国企業に対して支払われた利息およびロイヤルティーには20.0%の源泉徴収税が課せられる。利息およびロイヤルティーによる収益については、ポーランド以外のEU／EEA加盟国またはスイスにおいて法人税を課せられる企業が得た金額であれば、法人税を免除される場合がある。このためには、特にかかる利息およびロイヤルティーがポーランドの企業またはポーランドに所在する国外恒久的施設により支払われること、および受益権所有者がポーランド以外のEU／EEA加盟国またはスイスにおいて法人税を課せられる企業であることを含む、その他特定の要件が満たされなければならない。

2017年1月1日以降、低額納税者（法律上の条件に従い、前課税年度における売上高が1.2百万ユーロのズウォティ換算額を超えない納税者）および新規納税者には15%の軽減税率が適用されている。

2018年1月1日以降、CIT法は、キャピタル・ゲインによる所得を新たな収入源として区別している。CIT法上、キャピタル・ゲインとは、株式償還等による所得、配当金、企業内の留保利益、法人の清算により得た資産ならびに投資ファンドおよび株式売却による所得を意味する。その他の種類の収入は、キャピタル・ゲインの分類に含まれないその他の納税者所得からなる。これら2つの収入源は、個別に処理される必要がある。すなわち、それぞれの収入、費用および損失は混合されてはならない。税務上の欠損金は、その後の連続する5課税年度にわたって控除することができるものの、そのうちいずれの課税年度における控除額も、欠損金額の50%を超えてはならない。

2018年以降、CIT法により、ポーランド国内に立地する固定資産による所得であって取得原価が10百万ズウォティを超えるもの((i)ショッピングセンター、デパート、店舗、小規模専門店その他販売業務に分類される商業用建物および(ii)事務所用建物)に対する課税も導入された。税額は、1ヶ月当たり、納税者の課税基盤の0.035%として計算される。この規定に関して、課税基盤とは、当該課税期間中の毎月1日現在の固定資産の取得原価に等しい所得から10百万ズウォティを控除した額をいう。かかる税額は、前納一般所得税額から控除される。

所得税

2018年中、所得税(PIT)は、85,528ズウォティまでの所得には18%、それ以上の所得には32.0%を上限とする累進税率により課税された。自営業を営む納税者は、19.0%を定率とする異なる課税方式を選択することも可能となる。限られた場合ではあるが、かかる納税者は、一括で所得税を納める方法を選択できる場合もある。有価証券その他金融商品の販売には、19.0%の所得税が課せられ、これは当該課税年度の翌課税年度の4月30日までに個別の納税申告書に記載され、送付される。

物品税

ポーランドの物品税に関する法律は、EUの物品税に関する一般的な取決めに準拠するとともに、エネルギー製品、アルコール飲料およびタバコ製品への課税に関する特定の規制を含むものである。これにより、エネルギー製品(ガソリン、軽油、灯油、LPG、天然ガス、燃料油、石炭およびコークス等)、電力、アルコール飲料(エチルアルコール、中間製品、ビール、ワインおよびビール・ワインを除く発酵飲料等)およびタバコ製品(シガレット、シガー、シガリロおよび喫煙用タバコ等)に物品税が課せられる。

物品税は、乗用車および原料葉タバコをはじめとするその他特定の物品にも課せられる。

また、物品税システムは、特定の事業体グループまたは特定の物品(外交関係の目的で使用される物品等)について適用除外を設けている。

国家支出

国家支出の主要素については、「第3.1.(2) 経済－d 社会保障制度」の項を参照のこと。

主要な政府機関の概要

以下は、特定の国営企業情報を表している。

	(単位：千ズウォティ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国立商業銀行					
銀行業による収益（純額）	1,174,250	792,132	790,639	853,221	989,519
営業純利益	841,646	472,242	413,839	353,064	690,452
純利益	740,306	434,613	362,679	349,173	584,439
ポーランド空港国営企業					
売上高	712,907	701,570	736,670	809,960	897,610
金融収益	18,177	17,189	9,322	13,111	38,889
純利益	(318,442)	(88,642)	165,126	240,637	319,715

出典：国立商業銀行およびポーランド空港国営企業の年次報告書

予算外基金

以下の表は、当該年度の特定の予算外基金に関する一定の情報を示している。

(単位：百万ズウォティ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年(1)
社会保険基金					
歳入	191,481	186,577	196,115	208,678	260,716(2)
国家予算からの移転	37,114	30,363	42,066	44,848	40,979
オープン型年金基金への移転	10,728	8,269	3,098	3,162	3,235
歳出	204,381	195,014	201,717	208,075	217,585
年金および農業従事者向け障害基金					
歳入	17,446	19,528	20,385	19,598	19,878
国家予算からの移転	15,853	16,096	17,037	16,373	16,685
歳出	17,558	19,461	19,866	19,967	20,002
労働基金					
歳入	10,140	10,924	10,888	12,121	13,402
予算の移転	310	311	313	331	339
歳出	11,057	11,080	10,934	11,052	10,934
健康保険基金					
歳入	65,158	67,185	70,366	73,849	77,551
国家の健康保険基金への予算の移転	5,454	5,446	5,806	6,129	6,331
国家予算により賄われた健康保険料	3,468	3,441	3,234	3,099	3,107
特定の受給者の健康保険に対する政府補助金	151	166	727	1,162	1,304
医療救助ユニットに対する政府補助金	1,834	1,838	1,844	1,868	1,918
歳出	64,775	66,124	70,560	73,970	79,656

出典：財務省

注記：

(1) 2017年予算の執行見込額

(2) 社会保険基金の歳入には、2009年から2014年までの期間に契約された国債の解約による39,152百万ズウォティが含まれた。

(6) 【公債】

概要

対外債務および対内債務に関する報告上、ポーランドは、国家（すなわち国庫債務）、地方政府および国家財政部門に属する事業体が直接負っている債務のみを公債として分類する。これには国有民営金融機関、その他の国営企業またはNBPの債務を含まない。

以下の表は、当該年度末現在の公共部門の債務総額を示している。

(単位：百万ズウォティ)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国家財政債務	882,293	826,775	877,282	965,198	961,819
中央政府債務	813,515	754,993	805,109	895,558	892,277
うち国庫債務	811,827	753,332	803,372	893,893	890,687
地方政府債務	68,398	71,663	72,073	69,561	69,477
社会保障債務	380	119	101	79	65

出典：財務省

国庫債務

財務省は、発行地および対象投資家の居住地という2つの基準に従って、対内債務と対外債務の分類を行う。これら基準のうち前者については、国内市場において発行されたすべての商品は、所持人の立場（国内または外国）に拘らず、対内債務と分類され、また後者については、すべての商品は、いかなる市場において発行されたかに拘らず、所持人の居住地に従い対外債務または対内債務に分類される。「対外債務総額」の項において、ポーランドの対外債務は、債権者の居住地を基準として分類されている。本セクションにおいて、債務は発行地を基準として対内、対外に分類されており、対内債務および対外債務はそれぞれ国内の債務および海外の債務を指す。

名目上、ポーランドの国庫債務総額は、2017年12月末現在、9,285億ズウォティであった。

以下の表は、当該期間における各種国庫債務の総額および対名目GDP比率を示している。

(単位：％を除き、百万ズウォティ)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国庫対内債務	584,273	503,079	543,262	609,203	644,533
対名目GDP比率	35.3%	29.3%	30.2%	32.8%	32.5%
国庫対外債務	253,752	276,859	291,288	319,463	283,940
対名目GDP比率	15.3%	16.1%	16.2%	17.2%	14.3%
国庫債務合計	838,025	779,938	834,551	928,666	928,473
対名目GDP比率	50.6%	45.4%	46.4%	50.0%	46.8%
GDP	1,656,842	1,719,704	1,799,321	1,851,171	1,982,080

出典：財務省

債務管理

ポーランドの法律に基づき、財務大臣は、公債の水準を管理する。かかる管理は、直接管理（国庫の場合）および間接管理（国家財政部門に属し、契約上の債務において独立しているその他の事業体の場合）の2つにより構成されている。

ポーランドの規制は、第一に公債のGDP比率の上限を設けることにより公債の増加を抑制することを目的としている。ポーランド憲法は、公債がGDPの60.0%を超える結果となる債務を負うことを禁止しており、国家財政法では、GDPの55.0%および60.0%を基準として定め、当該基準を超えた場合、憲法上の上限を超えることを防ぐための要件が課せられる（<http://www.finance.mf.gov.pl/en/web/wp/public-debt/publications/debt-management-strategies>を参照のこと）。

EUへの加盟以来、ポーランドは安定成長協定（The Stability and Growth Pact）に定められた基準値を遵守することを求められてきた。これには、財政赤字の限度（GDPの3.0%を上限とする。）および公債の限度（GDPの60.0%を上限とする。）に関する基準が含まれる。

国家財政部門の2018年から2021年までの公債管理戦略（2017年9月に閣僚会議による承認済み）に従い、公債管理戦略の目的は、借換えリスク、為替リスク、金利リスク、国家予算の流動性リスク、その他のリスク（特に信用およびオペレーショナルリスク）および債務返済コストの期間を分散した配賦の適正な水準を維持したうえでの、長期的な債務返済コストの最小化にある。

公債管理戦略の目的は、2つの主要な戦略を通じて推進されている。

- 適切な市場、公債管理手段、資金調達要件の構成および発行日の選択を通じて、公債の大きな部分を占める債券類の最も長い満期までの期間内におけるコストを最小化させる債券類の選択を行うこと
- 国庫証券市場の効率性を確保し、国庫証券の利回りの低下に寄与すること。この戦略は、市場の組織およびインフラにおける潜在的な不利な要因を排除または制限することに焦点を合わせている。

借換えリスク

借換えリスクの管理のため、国内市場における国家予算の借入れ必要額の調達において、中長期債務は、市況に応じてより大きな役割を担うようになった。公債管理戦略は、各年度における対内債務および対外債務の償還額および利息の支払いの均等な配分を目標としている。さらに、対内債務の償還までの平均年限（ATM）については、4.0年の水準を下回らないようにこれを維持し、最終的には4.5年まで引き上げることを目指している。また国庫債務全体の償還までの平均年限については、5年に近い水準を維持することを目指している。「第3.1.(4) 通貨・金融制度－資本市場－国庫証券」の項を参照のこと。

為替リスク

為替リスクの管理のため、公債管理戦略は、国庫債務に占める外貨建債務の割合により判断される為替リスクを市場および予算の状況に応じたペースで30.0%未満に削減し、かつユーロの（スワップ後の）実質的な割合を最低70.0%で維持するように設計されている。ただし、市場の状況が好ましくない場合には、一時的な乖離が生じる可能性がある。また、理想的な債務の通貨構造を形成するために、金融派生商品を利用することも可能である。

金利リスク

金利リスクの管理のため、公債管理戦略は、対内債務の更新までの平均年限（ATR）を2.8年から3.8年までの間に維持し、また、変動利付債、インフレ連動債および金融派生商品の利用により、金利リスク管理と借換えリスク管理を分離するように設計されている。この戦略では、対外債務の金利リスクの現在の水準は、コスト最小化を抑制しないことが見込まれている。

国家予算の流動性リスク

国家予算の流動性リスクの管理のため、公債管理戦略は、国家予算の流動資金を効率的に管理する一方で、安全な水準に維持することを意図しており、これは国家財政部門に属する事業体の流動資産や裁判所供託金を利用すること等により行われる。流動資金の水準は、年間での国庫証券の供給の均等な配賦に努めるとともに季節的な要因も考慮したうえで、現状および今後予想される予算および市況により決定される。国家予算資金の通貨構成および流動性プロファイルの管理において、外貨資金および金融派生商品取引を利用することも可能である。

信用およびオペレーショナルリスク

信用およびオペレーショナルリスクの管理のため、公債管理戦略には、信用力の高い事業体との金融派生商品取引を成立すること、金融派生商品に関する取引を行う際に信用リスクを制限し、分散させる商品を利用すること、および無担保取引により生じる信用リスクを分散することが含まれる。

債務返済コストの期間を分散した配賦

公債管理戦略には、債券のクーポンを、その販売期間にわたる予想利回りをわずかに下回る水準に設定し、債務返済コストを各年に均等に配賦することを目指すという規則が含まれ、これらは、金融派生商品の利用を通じても行われる。

国庫対内債務

ポーランドの国庫対内債務は、2017年12月末現在、6,445億ズウォティである。

対内公債は3種類に分けられる。

- ・ 国内の発行市場において市場価格で入札を通じて国庫証券ディーラー向けに発行された固定・変動利付債およびCPIリンク債を含む満期が30年以下の市場性のある国庫証券。
- ・ 顧客サービス店舗を通じて額面価額で個人向けに販売され、自由に取引することができない、現在満期が12年以下の固定・変動利付貯蓄債券。
- ・ その他の債務（主に国家財政部門に属する事業体の供託金および裁判所の供託金）。

2017年12月末現在、市場性のある国庫証券は国庫対内債務の約94%を占めた。

国庫対内債務
発行時に満期償還まで1年超であった市場性国債
2017年12月31日現在

債券番号(略称)	発行日	満期日	ISINコード	残高(百万ズウォティ)	利率(%)
WZ0118	2007年2月16日	2018年1月25日	PL0000104717	8,653.958	変動
WZ0119	2013年6月10日	2019年1月25日	PL0000107603	22,233.355	変動
WZ0120	2015年3月30日	2020年1月25日	PL0000108601	20,582.128	変動
WZ0121	2010年3月19日	2021年1月25日	PL0000106068	26,041.350	変動
WZ1122	2016年8月1日	2022年11月25日	PL0000109377	25,125.431	変動
WZ0124	2013年2月15日	2024年1月25日	PL0000107454	25,984.089	変動
WZ0126	2015年8月10日	2026年1月25日	PL0000108817	24,716.480	変動
WZ0528	2017年11月13日	2028年5月25日	PL0000110383	5,596.365	変動
合計				158,933.16	
PP0722	2017年7月12日	2022年7月21日	PL0000110086	2,000.000	変動
OK0419	2016年12月19日	2019年4月25日	PL0000109633	20,861.079	0.00
OK0720	2017年10月27日	2020年7月25日	PL0000110375	6,090.810	0.00
OK1018	2016年2月1日	2018年10月25日	PL0000109062	19,735.634	0.00
合計				46,687.52	
PS0418	2012年11月12日	2018年4月25日	PL0000107314	14,598.635	3.75
PS0718	2013年5月13日	2018年7月25日	PL0000107595	18,728.906	2.50
PS0719	2014年5月12日	2019年7月25日	PL0000108148	22,876.467	3.25
PS0420	2015年1月14日	2020年4月25日	PL0000108510	29,681.368	1.50
PS0421	2015年10月12日	2021年4月25日	PL0000108916	26,798.293	2.00
PS0721	2016年3月29日	2021年7月25日	PL0000109153	30,195.157	1.75
PS0422	2016年10月25日	2022年4月25日	PL0000109492	28,711.511	2.25
PS0123	2017年8月7日	2023年1月25日	PL0000110151	8,878.907	2.50
合計				180,469.24	
DS0725	2014年6月9日	2025年7月25日	PL0000108197	28,428.531	3.25
DS0726	2006年10月25日	2026年7月25日	PL0000108866	36,934.794	2.50
DS0727	2008年10月25日	2027年7月25日	PL0000109427	31,971.360	2.50
DS1019	2008年7月25日	2019年7月25日	PL0000105441	18,701.079	5.50
DS1020	2010年7月25日	2020年7月25日	PL0000106126	18,026.415	5.25
DS1021	2011年7月25日	2021年7月25日	PL0000106670	16,181.628	5.75
DS1023	2012年7月25日	2023年7月25日	PL0000107264	26,786.861	4.00
合計				162,916.75	
WS0922	2002年4月22日	2022年9月23日	PL0000102646	22,529.065	5.75
WS0428	2013年5月20日	2028年4月25日	PL0000107611	1,286.738	2.75
WS0429	2008年9月12日	2029年4月25日	PL0000105391	8,629.338	2.75
WS0437	2007年6月15日	2037年4月25日	PL0000104857	1,246.504	5.00
WS0447	2017年2月20日	2047年4月25日	PL0000109795	2,378.211	4.00
合計				36,069.86	
IZ0823(1)	2008年8月25日	2023年8月25日	PL0000105359	3,889.092	2.75

出典：財務省

(1) IZシリーズの発行金額および残高は、当初の額面価額を表示している。

国庫対内債務

発行時に満期償還まで1年超であった個人投資家向け国債

2017年12月31日現在

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
DOS0118	2016年1月1日	購入日から2年後	1,000	223.00	2.00%
DOS0218	2016年2月1日	購入日から2年後	1,000	474.74	2.00%
DOS0318	2016年3月1日	購入日から2年後	1,000	296.06	2.00%
DOS0418	2016年4月1日	購入日から2年後	1,000	248.75	2.00%
DOS0518	2016年5月1日	購入日から2年後	1,000	161.45	2.00%
DOS0618	2016年6月1日	購入日から2年後	1,000	160.41	2.00%
DOS0718	2016年7月1日	購入日から2年後	1,000	334.53	2.00%
DOS0818	2016年8月1日	購入日から2年後	1,000	221.22	2.00%
DOS0918	2016年9月1日	購入日から2年後	1,000	227.11	2.00%
DOS1018	2016年10月1日	購入日から2年後	1,000	676.99	2.00%
DOS1118	2016年11月1日	購入日から2年後	1,000	209.48	2.00%
DOS1218	2016年12月1日	購入日から2年後	1,000	176.33	2.00%
DOS0119	2017年1月1日	購入日から2年後	1,000	262.04	2.10%
DOS0219	2017年2月1日	購入日から2年後	1,000	182.12	2.10%
DOS0319	2017年3月1日	購入日から2年後	1,000	203.46	2.10%
DOS0419	2017年4月1日	購入日から2年後	1,000	222.13	2.10%
DOS0519	2017年5月1日	購入日から2年後	1,000	274.90	2.10%
DOS0619	2017年6月1日	購入日から2年後	1,000	246.85	2.10%
DOS0719	2017年7月1日	購入日から2年後	1,000	276.90	2.10%
DOS0819	2017年8月1日	購入日から2年後	1,000	269.31	2.10%
DOS0919	2017年9月1日	購入日から2年後	1,000	242.86	2.10%
DOS1019	2017年10月1日	購入日から2年後	1,000	262.03	2.10%
DOS1119	2017年11月1日	購入日から2年後	1,000	234.77	2.10%
DOS1219	2017年12月1日	購入日から2年後	1,000	252.32	2.10%
合計			24,000	6,339.76	

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
TOZ0118	2015年1月1日	購入日から3年後	500	5.34	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0218	2015年2月1日	購入日から3年後	500	20.08	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0318	2015年3月1日	購入日から3年後	500	9.26	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0418	2015年4月1日	購入日から3年後	500	5.25	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0518	2015年5月1日	購入日から3年後	500	26.73	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0618	2015年6月1日	購入日から3年後	500	8.58	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0718	2015年7月1日	購入日から3年後	500	15.69	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0818	2015年8月1日	購入日から3年後	500	22.07	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0918	2015年9月1日	購入日から3年後	500	10.55	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1018	2015年10月1日	購入日から3年後	500	10.19	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1118	2015年11月1日	購入日から3年後	500	16.01	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1218	2015年12月1日	購入日から3年後	500	8.18	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0119	2016年1月1日	購入日から3年後	500	9.30	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0219	2016年2月1日	購入日から3年後	500	32.53	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0319	2016年3月1日	購入日から3年後	500	10.76	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0419	2016年4月1日	購入日から3年後	500	13.98	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0519	2016年5月1日	購入日から3年後	500	16.79	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0619	2016年6月1日	購入日から3年後	500	14.24	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0719	2016年7月1日	購入日から3年後	500	11.22	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0819	2016年8月1日	購入日から3年後	500	24.23	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0919	2016年9月1日	購入日から3年後	500	8.18	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1019	2016年10月1日	購入日から3年後	500	18.54	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1119	2016年11月1日	購入日から3年後	500	22.75	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1219	2016年12月1日	購入日から3年後	500	15.48	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0120	2017年1月1日	購入日から3年後	500	19.85	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0220	2017年2月1日	購入日から3年後	500	32.86	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0320	2017年3月1日	購入日から3年後	500	13.14	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0420	2017年4月1日	購入日から3年後	500	13.42	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0520	2017年5月1日	購入日から3年後	500	26.16	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0620	2017年6月1日	購入日から3年後	500	12.01	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0720	2017年7月1日	購入日から3年後	500	9.78	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
TOZ0820	2017年8月1日	購入日から3年後	500	24.22	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0920	2017年9月1日	購入日から3年後	500	13.74	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1020	2017年10月1日	購入日から3年後	500	12.26	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1120	2017年11月1日	購入日から3年後	500	22.67	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1220	2017年12月1日	購入日から3年後	500	12.89	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
合計			18,000	568.94	
C0I0118	2014年1月1日	購入日から4年後	500	28.31	変動
C0I0218	2014年2月1日	購入日から4年後	500	25.62	変動
C0I0318	2014年3月1日	購入日から4年後	500	23.92	変動
C0I0418	2014年4月1日	購入日から4年後	500	16.78	変動
C0I0518	2014年5月1日	購入日から4年後	500	25.01	変動
C0I0618	2014年6月1日	購入日から4年後	500	15.55	変動
C0I0718	2014年7月1日	購入日から4年後	500	15.93	変動
C0I0818	2014年8月1日	購入日から4年後	500	33.01	変動
C0I0918	2014年9月1日	購入日から4年後	500	23.00	変動
C0I1018	2014年10月1日	購入日から4年後	500	10.55	変動
C0I1118	2014年11月1日	購入日から4年後	500	18.96	変動
C0I1218	2014年12月1日	購入日から4年後	500	26.05	変動
C0I0119	2015年1月1日	購入日から4年後	500	11.42	変動
C0I0219	2015年2月1日	購入日から4年後	500	25.39	変動
C0I0319	2015年3月1日	購入日から4年後	500	17.21	変動
C0I0419	2015年4月1日	購入日から4年後	500	13.47	変動
C0I0519	2015年5月1日	購入日から4年後	500	32.03	変動
C0I0619	2015年6月1日	購入日から4年後	500	16.99	変動
C0I0719	2015年7月1日	購入日から4年後	500	21.30	変動
C0I0819	2015年8月1日	購入日から4年後	500	29.82	変動
C0I0919	2015年9月1日	購入日から4年後	500	19.54	変動
C0I1019	2015年10月1日	購入日から4年後	500	24.55	変動
C0I1119	2015年11月1日	購入日から4年後	500	28.28	変動
C0I1219	2015年12月1日	購入日から4年後	500	23.03	変動
C0I0120	2016年1月1日	購入日から4年後	500	28.74	変動
C0I0220	2016年2月1日	購入日から4年後	500	40.44	変動
C0I0320	2016年3月1日	購入日から4年後	500	37.62	変動
C0I0420	2016年4月1日	購入日から4年後	500	38.79	変動
C0I0520	2016年5月1日	購入日から4年後	500	36.30	変動
C0I0620	2016年6月1日	購入日から4年後	500	30.36	変動
C0I0720	2016年7月1日	購入日から4年後	500	36.36	変動
C0I0820	2016年8月1日	購入日から4年後	500	46.17	変動
C0I0920	2016年9月1日	購入日から4年後	500	43.16	変動
C0I1020	2016年10月1日	購入日から4年後	500	116.91	変動
C0I1120	2016年11月1日	購入日から4年後	500	53.85	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
COI1220	2016年12月1日	購入日から4年後	500	57.96	変動
COI0121	2017年1月1日	購入日から4年後	500	131.20	変動
COI0221	2017年2月1日	購入日から4年後	500	160.68	変動
COI0321	2017年3月1日	購入日から4年後	500	211.75	変動
COI0421	2017年4月1日	購入日から4年後	500	242.97	変動
COI0521	2017年5月1日	購入日から4年後	500	244.41	変動
COI0621	2017年6月1日	購入日から4年後	500	173.49	変動
COI0721	2017年7月1日	購入日から4年後	500	163.68	変動
COI0821	2017年8月1日	購入日から4年後	500	232.36	変動
COI0921	2017年9月1日	購入日から4年後	500	167.50	変動
COI1021	2017年10月1日	購入日から4年後	500	256.40	変動
COI1121	2017年11月1日	購入日から4年後	500	246.09	変動
COI1221	2017年12月1日	購入日から4年後	500	190.31	変動
合計			24,000	3,513.21	
ROS1022	2016年10月1日	購入日から6年後	500	0.46	変動
ROS1122	2016年11月1日	購入日から6年後	500	0.69	変動
ROS1222	2016年12月1日	購入日から6年後	500	0.40	変動
ROS0123	2017年1月1日	購入日から6年後	500	0.52	変動
ROS0223	2017年2月1日	購入日から6年後	500	0.46	変動
ROS0323	2017年3月1日	購入日から6年後	500	0.94	変動
ROS0423	2017年4月1日	購入日から6年後	500	0.59	変動
ROS0523	2017年5月1日	購入日から6年後	500	0.67	変動
ROS0623	2017年6月1日	購入日から6年後	500	0.56	変動
ROS0723	2017年7月1日	購入日から6年後	500	0.47	変動
ROS0823	2017年8月1日	購入日から6年後	500	0.79	変動
ROS0923	2017年9月1日	購入日から6年後	500	0.70	変動
ROS1023	2017年10月1日	購入日から6年後	500	0.70	変動
ROS1123	2017年11月1日	購入日から6年後	500	0.94	変動
ROS1223	2017年12月1日	購入日から6年後	500	1.21	変動
合計			7,500	10.10	
ED00118	2008年1月1日	購入日から10年後	200	64.37	変動
ED00218	2008年2月1日	購入日から10年後	200	22.72	変動
ED00318	2008年3月1日	購入日から10年後	200	39.39	変動
ED00418	2008年4月1日	購入日から10年後	200	23.23	変動
ED00518	2008年5月1日	購入日から10年後	200	20.69	変動
ED00618	2008年6月1日	購入日から10年後	200	13.85	変動
ED00718	2008年7月1日	購入日から10年後	200	36.77	変動
ED00818	2008年8月1日	購入日から10年後	200	55.13	変動
ED00918	2008年9月1日	購入日から10年後	200	37.22	変動
ED01018	2008年10月1日	購入日から10年後	200	144.80	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
ED01118	2008年11月1日	購入日から10年後	500	52.24	変動
ED01218	2008年12月1日	購入日から10年後	500	63.62	変動
ED00119	2009年1月1日	購入日から10年後	500	54.24	変動
ED00219	2009年2月1日	購入日から10年後	500	26.56	変動
ED00319	2009年3月1日	購入日から10年後	500	66.32	変動
ED00419	2009年4月1日	購入日から10年後	500	44.51	変動
ED00519	2009年5月1日	購入日から10年後	500	49.51	変動
ED00619	2009年6月1日	購入日から10年後	500	64.17	変動
ED00719	2009年7月1日	購入日から10年後	500	75.41	変動
ED00819	2009年8月1日	購入日から10年後	500	46.86	変動
ED00919	2009年9月1日	購入日から10年後	500	67.69	変動
ED01019	2009年10月1日	購入日から10年後	500	78.95	変動
ED01119	2009年11月1日	購入日から10年後	500	48.85	変動
ED01219	2009年12月1日	購入日から10年後	500	80.04	変動
ED00120	2010年1月1日	購入日から10年後	500	88.34	変動
ED00220	2010年2月1日	購入日から10年後	500	88.79	変動
ED00320	2010年3月1日	購入日から10年後	500	132.19	変動
ED00420	2010年4月1日	購入日から10年後	500	15.56	変動
ED00520	2010年5月1日	購入日から10年後	500	25.24	変動
ED00620	2010年6月1日	購入日から10年後	500	15.68	変動
ED00720	2010年7月1日	購入日から10年後	500	22.19	変動
ED00820	2010年8月1日	購入日から10年後	500	19.60	変動
ED00920	2010年9月1日	購入日から10年後	500	17.59	変動
ED01020	2010年10月1日	購入日から10年後	500	36.30	変動
ED01120	2010年11月1日	購入日から10年後	500	19.19	変動
ED01220	2010年12月1日	購入日から10年後	500	24.08	変動
ED00121	2011年1月1日	購入日から10年後	500	25.10	変動
ED00221	2011年2月1日	購入日から10年後	500	56.60	変動
ED00321	2011年3月1日	購入日から10年後	500	48.28	変動
ED00421	2011年4月1日	購入日から10年後	500	28.27	変動
ED00521	2011年5月1日	購入日から10年後	500	29.96	変動
ED00621	2011年6月1日	購入日から10年後	500	19.72	変動
ED00721	2011年7月1日	購入日から10年後	500	27.93	変動
ED00821	2011年8月1日	購入日から10年後	500	32.46	変動
ED00921	2011年9月1日	購入日から10年後	500	22.43	変動
ED01021	2011年10月1日	購入日から10年後	500	19.82	変動
ED01121	2011年11月1日	購入日から10年後	500	41.81	変動
ED01221	2011年12月1日	購入日から10年後	500	34.44	変動
ED00122	2012年1月1日	購入日から10年後	500	37.81	変動
ED00222	2012年2月1日	購入日から10年後	500	83.53	変動
ED00322	2012年3月1日	購入日から10年後	500	67.52	変動
ED00422	2012年4月1日	購入日から10年後	500	59.65	変動
ED00522	2012年5月1日	購入日から10年後	500	71.51	変動
ED00622	2012年6月1日	購入日から10年後	500	135.32	変動
ED00722	2012年7月1日	購入日から10年後	500	34.26	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
ED00822	2012年 8 月 1 日	購入日から10年後	500	36.04	変動
ED00922	2012年 9 月 1 日	購入日から10年後	500	39.03	変動
ED01022	2012年10月 1 日	購入日から10年後	500	50.84	変動
ED01122	2012年11月 1 日	購入日から10年後	500	34.72	変動
ED01222	2012年12月 1 日	購入日から10年後	500	28.78	変動
ED00123	2013年 1 月 1 日	購入日から10年後	500	46.24	変動
ED00223	2013年 2 月 1 日	購入日から10年後	500	25.21	変動
ED00323	2013年 3 月 1 日	購入日から10年後	500	22.54	変動
ED00423	2013年 4 月 1 日	購入日から10年後	500	22.97	変動
ED00523	2013年 5 月 1 日	購入日から10年後	500	14.25	変動
ED00623	2013年 6 月 1 日	購入日から10年後	500	16.13	変動
ED00723	2013年 7 月 1 日	購入日から10年後	500	20.64	変動
ED00823	2013年 8 月 1 日	購入日から10年後	500	13.23	変動
ED00923	2013年 9 月 1 日	購入日から10年後	500	10.27	変動
ED01023	2013年10月 1 日	購入日から10年後	500	13.90	変動
ED01123	2013年11月 1 日	購入日から10年後	500	13.08	変動
ED01223	2013年12月 1 日	購入日から10年後	500	17.79	変動
ED00124	2014年 1 月 1 日	購入日から10年後	500	30.80	変動
ED00224	2014年 2 月 1 日	購入日から10年後	500	22.80	変動
ED00324	2014年 3 月 1 日	購入日から10年後	500	14.20	変動
ED00424	2014年 4 月 1 日	購入日から10年後	500	15.21	変動
ED00524	2014年 5 月 1 日	購入日から10年後	500	14.50	変動
ED00624	2014年 6 月 1 日	購入日から10年後	500	9.02	変動
ED00724	2014年 7 月 1 日	購入日から10年後	500	10.19	変動
ED00824	2014年 8 月 1 日	購入日から10年後	500	13.71	変動
ED00924	2014年 9 月 1 日	購入日から10年後	500	8.40	変動
ED01024	2014年10月 1 日	購入日から10年後	500	12.10	変動
ED01124	2014年11月 1 日	購入日から10年後	500	14.69	変動
ED01224	2014年12月 1 日	購入日から10年後	500	35.63	変動
ED00125	2015年 1 月 1 日	購入日から10年後	500	31.30	変動
ED00225	2015年 2 月 1 日	購入日から10年後	500	30.93	変動
ED00325	2015年 3 月 1 日	購入日から10年後	500	23.73	変動
ED00425	2015年 4 月 1 日	購入日から10年後	500	10.60	変動
ED00525	2015年 5 月 1 日	購入日から10年後	500	11.32	変動
ED00625	2015年 6 月 1 日	購入日から10年後	500	8.98	変動
ED00725	2015年 7 月 1 日	購入日から10年後	500	10.17	変動
ED00825	2015年 8 月 1 日	購入日から10年後	500	18.06	変動
ED00925	2015年 9 月 1 日	購入日から10年後	500	24.05	変動
ED01025	2015年10月 1 日	購入日から10年後	500	9.89	変動
ED01125	2015年11月 1 日	購入日から10年後	500	17.98	変動
ED01225	2015年12月 1 日	購入日から10年後	500	21.31	変動
ED00126	2016年 1 月 1 日	購入日から10年後	500	32.44	変動
ED00226	2016年 2 月 1 日	購入日から10年後	500	32.89	変動
ED00326	2016年 3 月 1 日	購入日から10年後	500	15.40	変動
ED00426	2016年 4 月 1 日	購入日から10年後	500	17.03	変動
ED00526	2016年 5 月 1 日	購入日から10年後	500	18.88	変動
ED00626	2016年 6 月 1 日	購入日から10年後	500	9.93	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
ED00726	2016年7月1日	購入日から10年後	500	17.53	変動
ED00826	2016年8月1日	購入日から10年後	500	11.45	変動
ED00926	2016年9月1日	購入日から10年後	500	10.90	変動
ED01026	2016年10月1日	購入日から10年後	500	37.49	変動
ED01126	2016年11月1日	購入日から10年後	500	14.56	変動
ED01226	2016年12月1日	購入日から10年後	500	29.91	変動
ED00127	2017年1月1日	購入日から10年後	500	57.73	変動
ED00227	2017年2月1日	購入日から10年後	500	37.44	変動
ED00327	2017年3月1日	購入日から10年後	500	37.97	変動
ED00427	2017年4月1日	購入日から10年後	500	27.19	変動
ED00527	2017年5月1日	購入日から10年後	500	41.51	変動
ED00627	2017年6月1日	購入日から10年後	500	33.26	変動
ED00727	2017年7月1日	購入日から10年後	500	38.00	変動
ED00827	2017年8月1日	購入日から10年後	500	39.99	変動
ED00927	2017年9月1日	購入日から10年後	500	37.78	変動
ED01027	2017年10月1日	購入日から10年後	500	53.80	変動
ED01127	2017年11月1日	購入日から10年後	500	68.49	変動
ED01227	2017年12月1日	購入日から10年後	500	77.86	変動
合計			57,000	4,302.98	
ROD1028	2016年10月1日	購入日から12年後	500	0.29	変動
ROD1128	2016年11月1日	購入日から12年後	500	0.62	変動
ROD1228	2016年12月1日	購入日から12年後	500	0.64	変動
ROD0129	2017年1月1日	購入日から12年後	500	0.49	変動
ROD0229	2017年2月1日	購入日から12年後	500	0.46	変動
ROD0329	2017年3月1日	購入日から12年後	500	0.66	変動
ROD0429	2017年4月1日	購入日から12年後	500	0.45	変動
ROD0529	2017年5月1日	購入日から12年後	500	0.58	変動
ROD0629	2017年6月1日	購入日から12年後	500	0.55	変動
ROD0729	2017年7月1日	購入日から12年後	500	0.57	変動
ROD0829	2017年8月1日	購入日から12年後	500	0.60	変動
ROD0929	2017年9月1日	購入日から12年後	500	0.68	変動
ROD1029	2017年10月1日	購入日から12年後	500	0.75	変動
ROD1129	2017年11月1日	購入日から12年後	500	1.03	変動
ROD1229	2017年12月1日	購入日から12年後	500	1.41	変動
合計			7,500	9.78	

出典：財務省

(1) 満期日を「購入日」後から特定の期間経過後の日として表示されている債券は、表記の発行日から1ヶ月以内に購入者に対して販売され、かかる満期日に償還されるものである。

国庫対外債務

2017年12月31日現在、ポーランドの国庫対外債務残高は2,840億ズウォティ（681億ユーロ）であった。かかる債務の約75.0%は海外で発行したソブリン債である。

以下の表は、当該年度における国庫対外債務未償還元本額の詳細を示している。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中・長期ローン					
パリ・クラブ	9	-	-	-	-
国際機関	14,440	16,053	17,753	17,622	16,980
欧州投資銀行	8,204	9,465	10,324	10,244	9,754
世界銀行	6,055	6,399	7,219	7,171	7,016
欧州開発銀行評議会	180	188	210	206	211
その他ローン	12	4	-	-	-
ローン合計	14,460	16,057	17,753	17,622	16,980
債券					
債券	46,726	48,899	50,599	54,586	51,093
短期国庫対外債務	0	-	2	4	21
国庫対外債務合計	61,186	64,955	68,353	72,211	68,093
出典：財務省					

以下の表は、2017年12月31日現在の国庫対外債務を通貨別に示したものである。

	原通貨額 (単位：百万)	ユーロ相当額 (単位：百万ユーロ)	%
ユーロ	52,202	52,202	76.7
ドル	13,263	11,070	16.3
日本円	306,600	2,272	3.3
スイス・フラン	2,530	2,164	3.2
中国人民元	3,000	385	0.6
合計		68,093	100.0
出典：財務省			

発行時に満期償還まで1年超であった

国庫対外債務

2017年12月31日現在

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
68億円2.6475%債券	日本円	2004年	2034年	60.38	—	2.6475
168億円3.22%債券	日本円	2004年	2034年	149.18	—	3.220
52.5億ユーロ4.2%債券	ユーロ	2005年	2020年	6,289.96	—	4.200
500百万ユーロ4.45%債券	ユーロ	2005年	2035年	599.04	—	4.450
500百万ユーロ4.25%債券	ユーロ	2005年	2055年	599.04	—	4.250
100百万ドル5.408%債券	ドル	2005年	2035年	100.00	—	5.408
500億円2.24%債券	日本円	2005年	2021年	443.99	—	2.240
600億円2.62%債券	日本円	2006年	2026年	532.78	—	2.620
15億ユーロ4.5%債券	ユーロ	2007年	2022年	1,797.13	—	4.500
10億スイス・フラン3.25%債券	スイス・フラン	2007年	2019年	1,024.67	—	3.250
500億円2.81%債券	日本円	2007年	2037年	443.99	—	2.810
250億円3.3%債券	日本円	2008年	2038年	221.99	—	3.300
20億ユーロ5.625%債券	ユーロ	2008年	2018年	2,396.15	—	5.625
35億ドル6.375%債券	ドル	2009年	2019年	2,388.49	—	6.375
500百万ユーロ4.675%債券	ユーロ	2009年	2019年	599.04	—	4.675
410百万ユーロ5.125%債券	ユーロ	2009年	2024年	491.22	—	5.125
30億ユーロ5.25%債券	ユーロ	2010年	2025年	3,594.26	—	5.250
20億ユーロ4.0%債券	ユーロ	2010年	2021年	2,396.17	—	4.000
280億円3.0%債券	日本円	2011年	2026年	248.63	—	3.000
20億ドル5.125%債券	ドル	2011年	2021年	2,000.00	—	5.125
460百万ユーロ5.361%債券	ユーロ	2011年	2026年	551.11	—	5.361
30億ドル5.0%債券	ドル	2011年	2022年	3,000.00	—	5.000

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位:百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
527百万ユーロ4.814%債券	ユーロ	2012年	2022年	631.39	—	4.814
450百万スイス・フラン2.25%債券	スイス・フラン	2012年	2018年	461.10	—	2.250
15億ユーロ3.75%債券	ユーロ	2012年	2023年	1,797.13	—	3.750
20億ドル3.0%債券	ドル	2012年	2023年	2,000.00	—	3.000
25億ユーロ3.375%債券	ユーロ	2012年	2024年	2,995.22	—	3.375
100億円2.5%債券	日本円	2012年	2027年	88.80	—	2.500
17億ユーロ1.625%債券	ユーロ	2013年	2019年	2,006.80	—	1.625
300百万ユーロ3.3%債券	ユーロ	2013年	2033年	359.43	—	3.300
500億円0.67%債券	日本円	2013年	2018年	443.99	—	0.670
100億円0.91%債券	日本円	2013年	2020年	88.80	—	0.910
20億ユーロ3.0%債券	ユーロ	2014年	2024年	2,396.17	—	3.000
20億ドル4.0%債券	ドル	2014年	2024年	2,000.00	—	4.000
300百万ユーロ3.272%債券	ユーロ	2014年	2034年	359.43	—	3.272
500百万スイス・フラン1.0%債券	スイス・フラン	2014年	2021年	512.34	—	1.000
10億ユーロ0.875%債券	ユーロ	2015年	2027年	1,198.09	—	0.875
580百万スイス・フラン0.0%債券	スイス・フラン	2015年	2018年	594.31	—	0.000
10億ユーロ1.5%債券	ユーロ	2015年	2025年	1,198.09	—	1.500
17.5億ユーロ0.875%債券	ユーロ	2015年	2021年	2,096.65	—	0.875
10億ユーロ1.5%債券	ユーロ	2016年	2026年	1,198.09	—	1.500
20億ユーロ2.375%債券	ユーロ	2016年	2036年	2,396.17	—	2.375
17.5億ドル3.25%債券	ドル	2016年	2026年	1,750.00	—	3.250
30億人民元3.4%債券	人民元	2016年	2019年	460.95	—	3.400
750百万ユーロ1.0%債券	ユーロ	2016年	2028年	898.57	—	1.000
500百万ユーロ2.0%債券	ユーロ	2016年	2046年	599.04	—	2.000
250百万ユーロ0.0%債券	ユーロ	2016年	2018年	299.52	—	0.000
750百万ユーロ0.5%債券	ユーロ	2016年	2021年	898.57	—	0.500
10億ユーロ1.375%債券	ユーロ	2017年	2027年	1,198.09	—	1.375
300百万ユーロ3ヶ月EURIBOR+45bp債券	ユーロ	2017年	2019年	—	359.43	変動(3ヶ月EURIBOR+0.45%)
欧州投資銀行(1.9949)	ユーロ	1998年	2022年	70.94(3)	—	4.80
欧州投資銀行(1.7567)	ユーロ	1998年	2018年	5.99(3)	—	4.50
欧州投資銀行(1.7701)	ユーロ	1998年	2018年	7.99(3)	—	4.10
欧州投資銀行(1.7569)	ユーロ	1998年	2018年	5.19(3)	—	3.75
欧州投資銀行(20.554)	ユーロ	2000年	2019年	3.98(3)	—	4.94
欧州投資銀行(20.574)	ユーロ	2000年	2020年	9.23(3)	—	4.40
欧州投資銀行(21.223)	ユーロ	2001年	2020年	11.67(3)	—	3.90
欧州投資銀行(21.153)	ユーロ	2001年	2020年	41.69(3)	—	3.62
欧州投資銀行(21.229)	ユーロ	2001年	2020年	39.11(3)	—	4.27
欧州投資銀行(21.424)	ユーロ	2001年	2031年	182.91(3)	—	4.36
欧州投資銀行(21.605)	ユーロ	2002年	2026年	45.77(3)	—	4.47
欧州投資銀行(22.290)	ユーロ	2003年	2030年	383.78(3)	—	4.21
欧州投資銀行(22.070)	ユーロ	2003年	2032年	47.79(3)	—	4.62
欧州投資銀行(22.896)	ユーロ	2004年	2025年	96.27(3)	—	4.88
欧州投資銀行(23.646)	ユーロ	2006年	2019年	90.38(3)	—	4.25

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
欧州投資銀行(23.715)	ユーロ	2006年	2027年	270.40(3)	—	4.51
欧州投資銀行(24.128)	ユーロ	2007年	2042年	191.69(3)	—	1.6
欧州投資銀行(24.519)	ユーロ	2008年	2018年	718.85(3)	—	4.03
欧州投資銀行(25.093)	ユーロ	2009年	2019年	149.76	—	0.00
欧州投資銀行(25.093)	ユーロ	2009年	2019年	658.95	—	0.00
欧州投資銀行(25.771-01)	ユーロ	2010年	2020年	718.85	—	0.00
欧州投資銀行(25.771-02)	ユーロ	2011年	2025年	958.47	—	3.72
欧州投資銀行(25.771-03)	ユーロ	2013年	2027年	364.22	—	0.039
欧州投資銀行(31.785)	ユーロ	2011年	2021年	—	287.54(3)	変動(第1トラン シェ：6ヶ月 EURIBOR+0.341%、 第2トランシェ： 6ヶ月 EURIBOR+1.27%)
欧州投資銀行(31.786)	ユーロ	2011年	2021年	—	539.14(3)	変動(第1トラン シェ：6ヶ月 EURIBOR+0.341%、 第2トランシェ： 6ヶ月 EURIBOR+1.27%)
欧州投資銀行(31.788)	ユーロ	2012年	2020年	—	89.86(3)	変動(6ヶ月 EURIBOR+1.22%)
欧州投資銀行(31.788)	ユーロ	2012年	2027年	147.54(3)	—	1.973
欧州投資銀行(82.117-01)	ユーロ	2013年	2027年	273.16(3)	—	0.039
欧州投資銀行(82.117-02)	ユーロ	2014年	2034年	—	599.04(3)	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.02%)
欧州投資銀行(82.824)	ユーロ	2013年	2028年	421.73(3)	—	0.069
欧州投資銀行(82.117-03)	ユーロ	2015年	2035年	239.62	—	0.0001
欧州投資銀行(82.825)	ユーロ	2013年	2028年	430.51(3)	—	0.069
欧州投資銀行(81.867)	ユーロ	2014年	2033年	—	438.16(3)	変動(6ヶ月 EURIBOR+0.095%)
欧州投資銀行(82.590)	ユーロ	2014年	2029年	—	155.75(3)	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.02%)
欧州投資銀行(83.111)	ユーロ	2014年	2028年	—	164.56	変動(6ヶ月 EURIBOR+0.097%)
欧州投資銀行(83.783)	ユーロ	2014年	2029年	—	467.25(3)	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.043%)
欧州投資銀行(83.450)	ユーロ	2015年	2030年	—	143.77	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.104%)
欧州投資銀行(84.252)	ユーロ	2015年	2030年	—	623.01	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.027%)
欧州投資銀行(84.361)	ユーロ	2016年	2031年	838.66	—	0.041
欧州投資銀行(84.627)	ユーロ	2015年	2030年	—	503.20	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.026%)
欧州投資銀行(84.726)	ユーロ	2016年	2041年	93.45	—	0.011
欧州投資銀行(85.057)	ユーロ	2016年	2031年	155.75	—	0.011
世界銀行(7247)	ユーロ	2004年	2018年	—	26.56(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.50%)

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
世界銀行(7282)	ユーロ	2005年	2018年	—	59.54(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.50%)
世界銀行(7358)	ユーロ	2006年	2020年	—	25.30(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7384)	ユーロ	2006年	2021年	—	61.93(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7436)	ユーロ	2007年	2021年	—	76.99(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7626)	ユーロ	2008年	2038年	—	891.24(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(77330)	ユーロ	2009年	2039年	—	1,030.37(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
世界銀行(79490)	ユーロ	2010年	2030年	—	1,151.97(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
世界銀行(80700)	ユーロ	2011年	2031年	—	989.58(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
世界銀行(81860)	ユーロ	2012年	2032年	—	989.58(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
世界銀行(82730)	ユーロ	2013年	2031年	—	1,198.10(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
世界銀行(83840)	ユーロ	2014年	2042年	—	838.67(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
世界銀行(85220)	ユーロ	2015年	2045年	—	1,093.51(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
世界銀行(8524)	ユーロ	2016年	2023年	—	64.28(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型ス レッド)
欧州開発銀行評議会(1470)	ユーロ	2003年	2018年	—	3.00(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.24%)
欧州開発銀行評議会(1497-1)	ユーロ	2005年	2020年	—	1.80(3)	変動(6ヶ月 EURIBOR+0.07%)
欧州開発銀行評議会(1497-2)	ユーロ	2005年	2020年	—	0.9(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.06%)
欧州開発銀行評議会(1497-3)	ユーロ	2006年	2021年	8.38(3)	—	4.29
欧州開発銀行評議会(1535-1)	ユーロ	2008年	2033年	—	1.06(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.09%)
欧州開発銀行評議会(1535-2)	ユーロ	2009年	2024年	—	4.19(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.81%)
欧州開発銀行評議会(1535-3)	ユーロ	2010年	2025年	—	6.72(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.51%)
欧州開発銀行評議会(1535-4)	ユーロ	2012年	2032年	—	7.19(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+1.63%)
欧州開発銀行評議会(1535-5)	ユーロ	2012年	2027年	—	21.57(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+1.06%)
欧州開発銀行評議会(1535-6)	ユーロ	2013年	2033年	—	47.92(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.89%)
欧州開発銀行評議会(1535-7)	ユーロ	2014年	2034年	—	47.92(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.71%)
欧州開発銀行評議会(1535-8)	ユーロ	2015年	2035年	—	59.91(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.39%)
欧州開発銀行評議会(1535-9)	ユーロ	2016年	2031年	—	25.28(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.39%)
欧州開発銀行評議会(1866-1)	ユーロ	2017年	2036年	—	16.77 (3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.38%)
合計				68,536.69	13,020.45	

出典：財務省

注記：

- (1) 対外債務の変動利率は多くの異なる基準をもとに定期的に調整される。
- (2) 国際金融機関に対して支払うべき対外債務は、原則としてローンの全期間にわたり分割払いをすることが可能であるが、その他の債務は満期での一括払いのみ可能である。
- (3) 2017年12月31日現在の為替相場

* LIBORベース可変型スプレッド・ローン — 関連利率決定日における各通貨の6ヶ月LIBORに基づく。

潜在的国庫対外債務返済予測

以下の表は、当該年度の中・長期国庫対外債務の返済予測を債権者別に示している。表のデータにおいては、既存債務の借換えは想定されていない。

	(単位：百万ユーロ)					
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年以降
元本支払	4,767	7,000	6,975	8,314	5,745	35,878
ローン	1,266	1,368	1,659	1,413	1,308	11,028
国際機関	1,266	1,368	1,659	1,413	1,308	11,028
その他	0	0	0	0	0	0
債券	3,501	5,633	5,316	6,901	4,437	24,850
利息支払	1,368	1,917	1,736	1,528	1,284	200,372
ローン	138	138	174	191	200	2,916
国際機関	138	138	174	191	200	2,916
その他	0	0	0	0	0	0
債券	1,230	1,778	1,562	1,337	1,084	197,457
債務返済合計	6,135	8,917	8,711	9,842	7,029	236,251
ローン	1,405	1,506	1,833	1,604	1,508	13,944
国際機関	1,405	1,506	1,833	1,604	1,508	13,944
その他	0	0	0	0	0	0
債券	4,731	7,411	6,878	8,238	5,521	222,307

出典：財務省

債務不履行

現在ポーランドは、国外のいかなる債権者に対しても債務不履行に陥っていない。

国庫の偶発債務

以下の表は、国庫が負担した保証債務から生じた偶発債務を示している。

(単位：千ズウォティ)

	2015年	2016年	2017年
国内の保証債務	31,418,350.2	28,978,225.5	26,301,187.4
海外の保証	81,783,880.5	95,535,457.1	90,577,360.3
国庫の偶発債務合計	113,202,230.7	124,513,682.6	116,878,547.7

出典：財務省

2017年末現在、最高額の偶発債務は、国道基金（NRF）に関する投資資金調達のために生じたBGKの保証債務に関連するもの（855.91億ズウォティ）であった。これに次ぐ高額のエクスポーチャーは、自動車道路プロジェクトに関する許可の取得者が負う債務を賄うためのNRFからの支払金に関する発行済みの保証に関連するもの（138.16億ズウォティ）であった。3番目に高額の偶発債務は、PKP Polskie Linie Kolejowe S.A.（ポーランド国鉄のインフラ運営部門）の債務に対する保証に関連するもの（132.08億ズウォティ）であった。

近年における偶発債務の増加は、インフラプロジェクト（自動車道路および鉄道）に関する債務を賄うためになされた保証に起因している。NRF関連債務は、今後BGKが既存のNRF関連債務の借換えを行い、またEUの2014年－2020年多年次財政枠組みに基づき支出されるEU資金によって部分的に賄われる新規プロジェクトを開始する中で、さらに増加する見込みである。なお、これはEU資金による鉄道インフラプロジェクトに関してもある程度当てはまる。

2017年末現在の偶発債務額が前年末と比べて6.1%減少したのは、主に2017年中の債務者により金融債務が返済されたことおよび外国為替相場（ユーロ対ズウォティ）の値が5.7%減少したことに起因している。

発行時に満期償還まで1年超であった

国庫の保証債務

2017年12月31日現在

(単位：百万ズウォティ)

	満期					
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
海外の保証	2,677.3	2,989.5	3,048.3	3,154.6	3,269.9	3,238.2
国内の保証債務	13,809.0	1,405.7	414.5	412.7	5,662.7	110.8
合計	16,486.2	4,395.2	3,462.8	3,567.2	8,932.6	3,349.0

出典：財務省

対外債務総額^{*}

下表は、当該年度におけるポーランドの対外債務総額の詳細を債務者別に示したものである。下表において、対外債務総額とは、ある特定の時点においてポーランドの居住者が有する、非居住者への元本の返済（利息の有無を問わない。）または利息の支払い（元本の有無を問わない。）に係る実行済みの契約上の債務の残高（かかる債務がいずれの通貨建てであるかを問わない。）をいう。

対外債務には、企業間ローン、非居住者がポーランドの銀行に有する当座預金および定期預金、非居住者の証券投資家が保有する債券、貿易信用ならびにその他のローンおよび信用（ファイナンシャル・リースを含む。）（通貨を問わない。）が含まれる。

2017年9月末の対外債務総額は、3,131.05億ユーロであった。当初満期日ベースで、短期対外債務は対外債務総額の21.3%を占め、かかる債務はすべて外貨準備によってカバーされた。一般政府部門の対外債務がポーランドの対外債務総額に占める割合は、38.8%となった。企業部門（直接投資を含む。）は対外債務総額の42.8%となった。

* 対外債務は、IMFの国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版（BPM6）に概説される新たな基準に基づいて表示されている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの対外債務を債務者別に示している。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在（2017年を除く）				2017年
	2013年	2014年	2015年	2016年	9月30日現在
通貨当局	5,521	4,766	5,007	20,229	9,495
その他の投資	5,521	4,766	5,007	20,229	9,495
特別引出権(SDR)、割当	1,458	1,554	1,656	1,672	1,564
ローン	0	0	0	0	0
通貨性預金	4,042	3,196	3,329	18,271	7,720
その他の債務	21	16	22	286	211
中央および地方政府	111,933	119,926	124,817	120,505	121,359
債務証券	94,244	100,350	103,516	99,410	100,726
債券および手形	94,244	100,350	103,516	99,410	100,726
金融市場商品	0	0	0	0	0
その他の投資	17,689	19,576	21,301	21,095	20,633
貿易信用	2	5	8	9	11
ローン	17,568	19,497	21,249	20,975	20,523
その他の債務	119	74	44	111	99
銀行	48,872	50,123	50,008	48,940	48,250
債務証券	1,408	1,373	1,495	2,891	4,420
債券および手形	1,407	1,373	1,495	2,891	4,418
金融市場商品	1	0	0	0	2
その他の投資	47,464	48,750	48,513	46,049	43,830
ローン	27,220	30,254	30,182	29,051	25,725
通貨性預金	18,750	16,629	16,566	16,090	17,105
その他の債務	1,494	1,867	1,765	908	1,000
その他の部門	46,695	47,466	49,197	50,752	53,861
債務証券	816	873	1,266	928	2,400
債券および手形	814	873	1,265	926	2,395
金融市場商品	2	0	1	2	5
その他の投資	45,879	46,593	47,931	49,824	51,461
通貨性預金	2	2	83	6	23
貿易信用	12,427	12,250	12,879	14,225	14,853
ローン	32,482	32,864	33,940	34,155	34,993
保険責任準備金	257	290	292	425	468
その他の債務	711	1,187	737	1,013	1,124
直接投資：企業間貸付	65,927	71,229	74,091	78,530	80,140
直接投資家から直接投資企業	26,049	29,303	29,932	32,455	34,395
直接投資企業から直接投資家	4,355	5,948	6,128	7,044	5,982
関連企業間	35,523	35,978	38,031	39,031	39,763
対外債務総額	278,948	293,510	303,120	318,956	313,105
出典：NBP					

(7) 【その他】

該当なし。

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当なし。

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当なし。